

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2018年9月27日提出
【計算期間】	第24期(自 2017年7月11日至 2018年7月10日)
【ファンド名】	日経300株価指数連動型上場投資信託
【発行者名】	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	C E O兼執行役社長 渡邊 国夫
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目12番1号
【事務連絡者氏名】	松井 秀仁
【連絡場所】	東京都中央区日本橋一丁目12番1号
【電話番号】	03-3241-9511
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号） 証券会員制法人福岡証券取引所 （福岡市中央区天神二丁目14番2号） 証券会員制法人札幌証券取引所 （札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1）

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドは、「日経株価指数300[※]」に連動する投資成果を目指す追加型株式投資信託です。

ファンドは、信託財産の投資対象を日経株価指数300に採用されている銘柄の株式のみに限定し、同指数の計算方法にしたがって、ポートフォリオを構成して、原則としてそれを維持することにより基準価額が、同指数の動きと高位に連動することを目指します。

投資者は、ファンドを金融商品取引所において時価により株式と同様に売買することができます。

※ 日経株価指数300とは、

日経株価指数300は、東京証券取引所第1部上場銘柄の中から株式市場を代表し、かつ業種分散、流動性などを勘案して選定された主要300銘柄を時価総額で加重平均した株価指数です。1982年10月1日を100とし、その特性は、より少ない銘柄で株式市場全体の動向を的確に表すことにあります。

● 日経株価指数300の計算方法

日経株価指数300は、時価総額を指数化したものです。つまり、上場株式数を加味することにより、一部の値がさ株の動きから、大きな影響を受ける危険を排除しています。日経株価指数300は、次の算式により計算されます。

$$\text{日経株価指数300} = \frac{\text{当日の時価総額}}{\text{基準時価総額}} \times 100$$

銘柄入替えや有償増資など市況変動以外の要因によって当日の時価総額が増減する場合には、指数の連続性を維持するため、基準時価総額を次の算式により修正します。

$$\frac{\text{修正日前日の時価総額}}{\text{修正前基準時価総額}} = \frac{\text{修正日前日の時価総額} \pm \text{修正額}}{\text{修正後基準時価総額}}$$

- (1) 日経株価指数300は、株式会社日本経済新聞社が発表している株価指数で株式会社日本経済新聞社の知的財産です。
- (2) 株式会社日本経済新聞社は、同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。
- (3) 株式会社日本経済新聞社は、ファンドに関し、一切責任はありません。

■信託金の限度額■

受益権の信託金限度額は、5,000億円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

ファンドは契約型の追加型株式投資信託ですが、本商品のコンセプトが投資信託の機能を利用して「日経株価指数300の現物化」を図ろうとしたものであり、以下の点で通常の投資信託とは異なる商

品設計となっております。

① 受益権を上場します^{*}。

株式の組入比率を高位に維持するために、現金による解約は行なえないこととしていることからこれに代わる換金手段として、金融商品取引所により流通市場を提供するものです。

※ 金融商品取引所での売買

いつでも下記の金融商品取引所で売買することができます。

東京証券取引所、名古屋証券取引所、福岡証券取引所、札幌証券取引所

売買単位は1,000口以上1,000口単位です。

手数料は申込みの販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

取引方法は原則として株式と同様です。詳しくは販売会社へお問い合わせください。

② 追加設定は一定口数以上の申込みでないと行なうことはできません。

日経株価指数300に高位に連動するという目的の支障とならないようにするために、追加設定を同指数のポートフォリオを組成するために必要な金額以上の場合に限定するものです。

③ 一定口数以上の受益権を有される投資家は、それに相当する信託財産中の300銘柄の現物株式ポートフォリオと交換することができます。

基準価額と金融商品取引所での時価との間に乖離が生じたときに、合理的な裁定が入り、そうした乖離が収斂することにより、金融商品取引所での円滑な価格形成が行なわれることを期待するものです。

④ 税制上の取扱い、原則として株式と同様の取扱となります。

⑤ 収益分配金の支払いは、名義登録によって受益者を確定する方法で行なわれます。

ファンドは、以下のような方針に基づいて運用します。

① 投資対象有価証券は、日経株価指数300に採用されている銘柄の株式のみとします。

- ・ 同指数採用銘柄すべてを最小売買単位以上組入れます。
- ・ 個別銘柄の組入れ比率は、同指数の計算方法に基づいて決定します。

② 設定の際、信託財産のポートフォリオを組成するまでの間に、日経株価指数300先物取引を利用する場合があります。

③ 次の場合には、個別銘柄の組入比率の調整を行ないます。

- ・ 同指数採用銘柄に異動があった場合
- ・ 同指数の採用銘柄に増資などが行なわれたことによって同指数が調整された場合
- ・ 同指数の計算方法が変更された場合
- ・ ファンドにおける追加設定、交換が行なわれた場合

なお、調整の過程で現金が発生した場合には、個別銘柄に投資するまでの間、コールなどによって運用する場合があります。

④ 信託財産の保有する株式から発生した受取配当金は、コールなどのみによって運用し、株式に再投資することはありません。

<商品分類>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

(日経300株価指数連動型上場投資信託)

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単 位 型	国 内	株 式	MMF	インデックス型
	海 外	債 券	MRF	
追 加 型	内 外	不動産投信		
		その他資産 ()	ETF	特 殊 型
		資産複合		

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	対象インデックス
株式	年1回	グローバル	
一般			
大型株	年2回		
中小型株	年4回	日本	日経225
債券		北米	
一般	年6回		
公債	(隔月)	欧州	
社債			
その他債券	年12回	アジア	T O P I X
クレジット属性	(毎月)		
()		オセアニア	
	日々		
不動産投信		中南米	
	その他		
その他資産	()	アフリカ	その他 (日経株価指数300)
()			
資産複合		中近東 (中東)	
()			
資産配分固定型		エマージング	
資産配分変更型			

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 <http://www.toushin.or.jp/>

(2)追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファ

ンドをいう。

〔投資対象地域による区分〕

- (1) 国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

〔投資対象資産による区分〕

- (1) 株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

〔独立した区分〕

- (1) MMF(マネー・マネージメント・ファンド)…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3) ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

〔補足分類〕

- (1) インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分表定義>

〔投資対象資産による属性区分〕

株式

- (1) 一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2) 大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3) 中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

- (1) 一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2) 公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (3) 社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (4) その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (5) 格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1) 資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- (2) 資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

〔決算頻度による属性区分〕

- (1)年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2)年2回…目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3)年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4)年6回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5)年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6)日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7)その他…上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

〔投資対象地域による属性区分(重複使用可能)〕

- (1)グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2)日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5)アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6)オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7)中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8)アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9)中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10)エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

〔投資形態による属性区分〕

- (1)ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2)ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

〔為替ヘッジによる属性区分〕

- (1)為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2)為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

〔インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分〕

- (1)日経225
- (2)TOPIX
- (3)その他の指数…上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

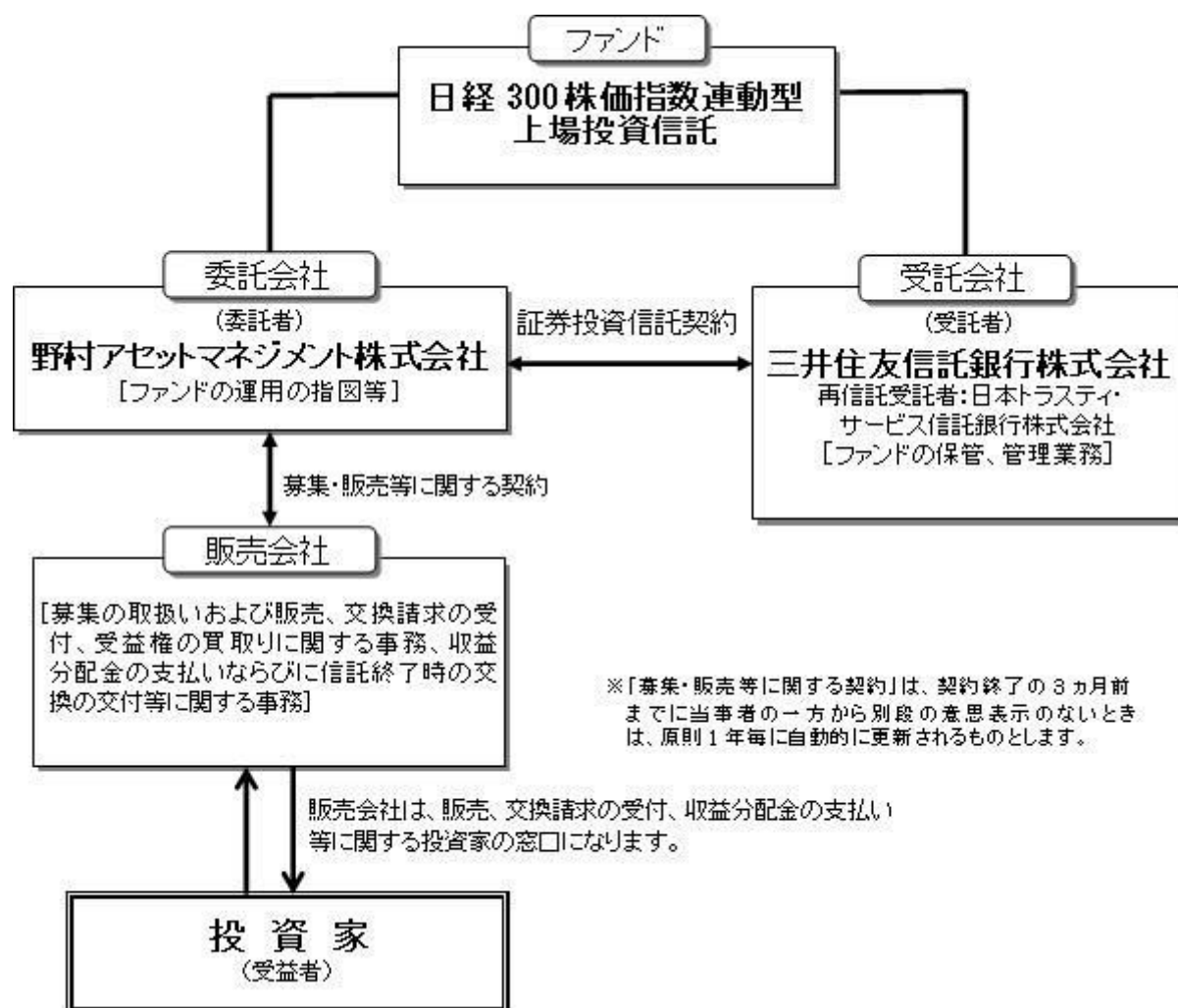
〔特殊型〕

- (1)ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3)ロング・ショート型／絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4)その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2) 【ファンドの沿革】

1995年4月12日	信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始
1995年5月29日	受益証券を東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所、京都証券取引所、広島証券取引所、福岡証券取引所、新潟証券取引所および札幌証券取引所に上場
2013年7月16日	取引所の統合により大阪証券取引所への上場が廃止

（３）【ファンドの仕組み】



■委託会社の概況(2018年8月末現在)■

・名称

野村アセットマネジメント株式会社

・本店の所在の場所

東京都中央区日本橋一丁目12番1号

・資本金の額

17,180百万円

・会社の沿革

1959年12月1日

野村證券投資信託委託株式会社として設立

1997年10月1日

投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

2000年11月1日

野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

2003年6月27日

委員会等設置会社へ移行

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	5,150,693株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

この信託は、日経株価指数300に採用されている銘柄の株式のみに投資を行ない、信託財産中に占める個別銘柄の株数の比率を日経株価指数300における個別銘柄の時価総額構成比率から算出される株数の比率に維持することを目的とした運用を行ない、日経株価指数300に連動する投資成果を目指します。

追加設定時には、設定後の信託財産が上記の基本方針に沿うよう、個別銘柄の株式を取得し、信託財産を組成します。

次の場合には、上記の基本方針に沿うよう、信託財産の構成を調整するための指図を行なうことがあります。

ア 日経株価指数300の計算方法が変更された場合

イ 日経株価指数300が、その採用されている銘柄の入替えまたは資本異動等日経株価指数300における個別銘柄の時価総額構成比率の修正が行なわれた場合

(2)【投資対象】

この信託は、日経株価指数300に採用されている銘柄の株式のみに投資を行ない、信託財産中に占める個別銘柄の株数の比率を日経株価指数300における個別銘柄の時価総額構成比率から算出される株数の比率に維持することを目的とした運用を行ない、日経株価指数300に連動する投資成果を目指します。

追加設定時には、設定後の信託財産が上記の基本方針に沿うよう、個別銘柄の株式を取得し、信託財産を組成します。

なお、設定の際、信託財産のポートフォリオを組成するまでの間に、日経株価指数300先物取引を利用する場合があります。

① 有価証券の指図範囲(約款第23条第1項)

委託者は、信託金を、株式に投資することを指図します。

② 金融商品および先物取引の指図範囲(約款第23条第2項)

委託者は、信託金を、上記「(1)投資方針」にしたがって株式に投資するまでの間、次のものへの運用を指図することができます。

1 預金

2 指定金銭信託（信託法（平成18年法律第108号）に規定する受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）に表示されるべきものを除きます。）

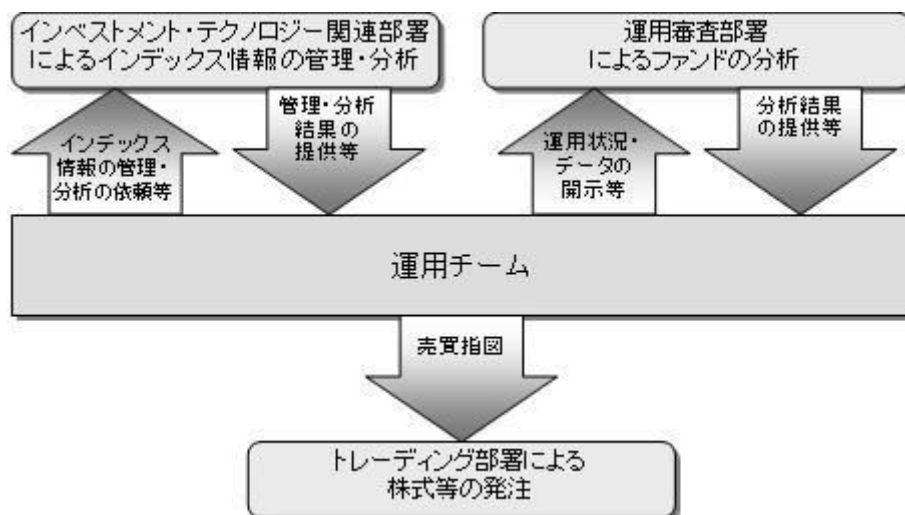
3 コール・ローン

4 手形割引市場において売買される手形

- 5 日経株価指数300を対象とした株価指数先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるもの
のうち、株価指数に係るものをいいます。以下同じ。）

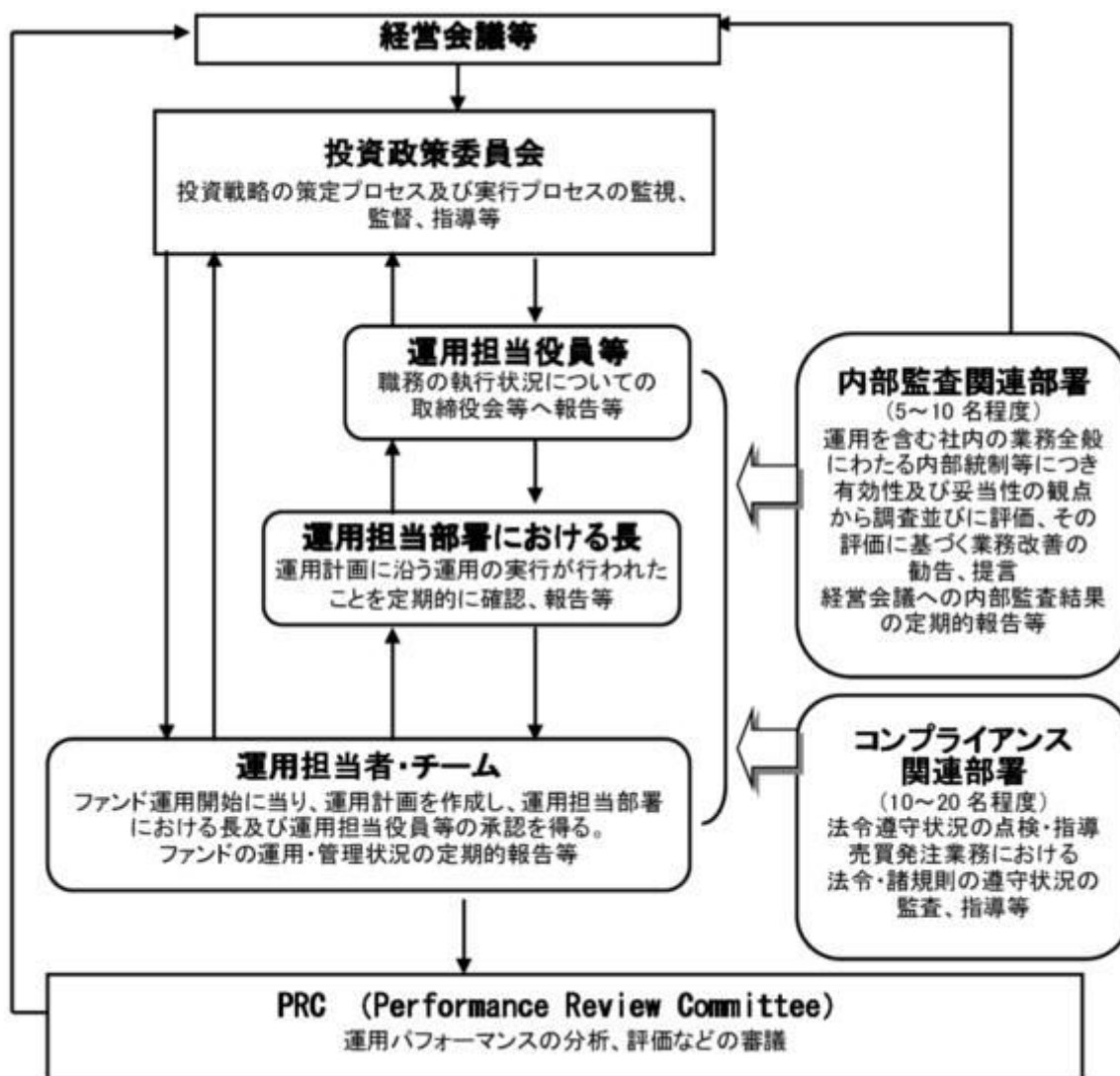
（3）【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。



当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



《委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等》

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

- ① 信託財産から生ずる配当等収益から経費を控除後、全額分配することを原則とします。ただし、分配できない場合もあります。なお、売買益が生じても、分配は行ないません。
- ② 信託財産から生ずる配当等収益と前期から繰越した分配準備積立金は、毎計算期末において経費を控除し、前期から繰越した負数の分配準備積立金があるときはその全額を補てんした後、その残額を受益者に分配します。ただし、収益分配金額の調整のためその一部または全部を信託財産内に留保したときは分配準備積立金として積立て、次期以降の分配に充てることができます。なお、経費および負数の分

配準備積立金を控除しきれないときは、その差額を負数の分配準備積立金として次期に繰越します。

- ③ 毎計算期末に信託財産から生じた第1号に掲げる利益の合計額は、第2号に掲げる損失を控除し、繰越欠損金があるときは、その全額を補てんした後、次期に繰越します。

- 1 有価証券売買益、先物取引等取引益、追加信託差益金、交換(解約)差益金
- 2 有価証券売買損、先物取引等取引損、追加信託差損金、交換(解約)差損金

＊将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

（５）【投資制限】

- ① 株式への投資割合(約款第24条第1項第5号)

株式への投資割合には、制限を設けません。

- ② 投資する株式の範囲(約款第24条第1項第4号)

委託者が投資することを指図する株式は、東京証券取引所第一部上場銘柄のうち、日経株価指数300に採用されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。

- ③ 株式の貸付の指図および範囲(約款第26条)

(i)委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式を下記(ii)に定める範囲内で貸付の指図をすることができます。

(ii)株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないこととします。

(iii)委託者は、株式の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

- ④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。(約款第24条第1項第6号)

- ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。(約款第24条第1項第7号)

- ⑥ 同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

同一の法人の発行する株式について、次の(i)の数が(ii)の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

(i)委託者が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数

(ii)当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

3【投資リスク】

＜基準価額の変動要因＞

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用に

よる損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

[株価変動リスク]

ファンドは株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

《対象株価指数と基準価額の主な乖離要因》

ファンドは、基準価額が対象株価指数の動きと連動する投資成果を目指しますが、主として次のような要因があるため、同指数と一致した推移をすることを運用上お約束できるものではありません。

- ①同指数が加重平均であるため、個別銘柄の組入比率を同指数構成銘柄の時価総額構成比率と全くの同一の比率とすることができないこと
- ②信託財産の構成時および同指数の構成銘柄異動や個別銘柄の資本異動、その他一部の交換の場合等によってポートフォリオの調整が行なわれる場合、個別銘柄の売買などにあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があること、また、売買手数料などの取引費用を負担すること
- ③ポートフォリオを構築するまでの間、および組入銘柄の配当金や権利処理等によって信託財産に現金が発生すること
- ④対象銘柄の売買価格と評価価格に価格差が生じる場合があること
- ⑤先物取引を利用した場合、先物価格と同指数との間に価格差があること
- ⑥信託報酬等のコスト負担があること

※対象株価指数と基準価額の乖離要因は上記に限定されるものではありません。

《その他の留意点》

- ◆ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ◆資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ◆ファンドが組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- ◆有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- ◆ファンドの基準価額と対象株価指数は、費用等の要因により、完全に一致するものではありません。また、ファンドの投資成果が対象株価指数との連動または上回ることを保証するものではありません。
- ◆ファンドの市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決まります。したがって、市場価格は基準価額とは必ずしも一致するものではありません。

《委託会社におけるリスクマネジメント体制》

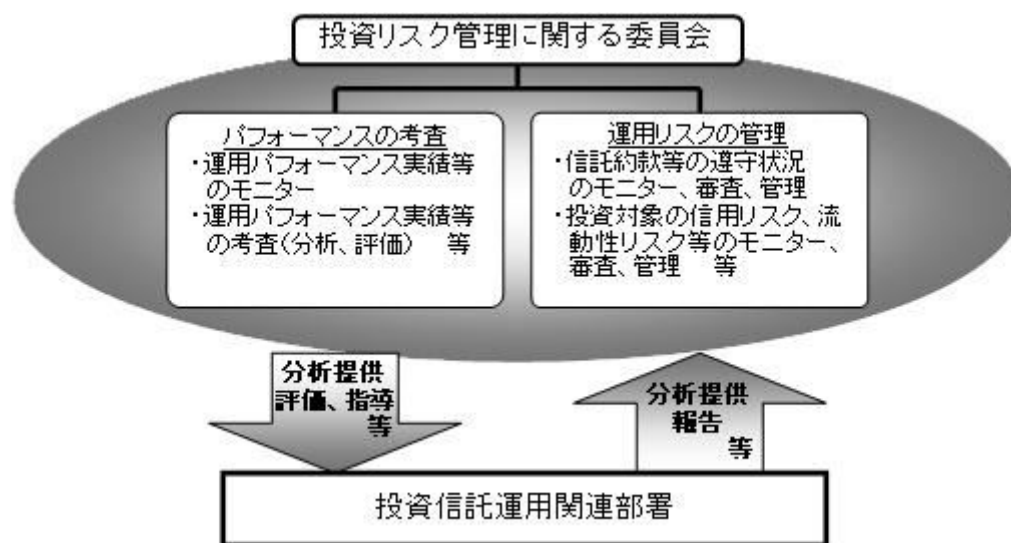
リスク管理関連の委員会

◆パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

◆運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

リスク管理体制図

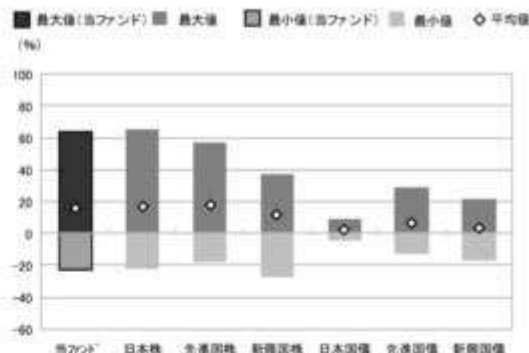
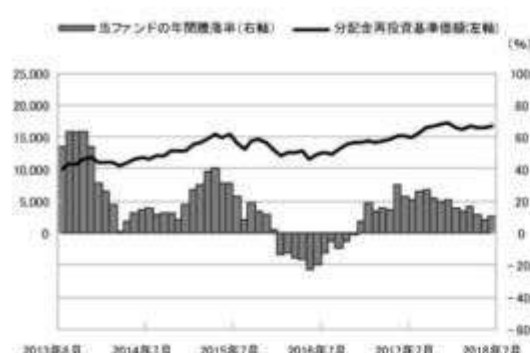
※投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

リスクの定量的比較

（2013年8月末～2018年7月末：月次）

〈ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移〉

〈ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較〉



※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2013年8月末を10,000として指数化しております。

※年間騰落率は、2013年8月から2018年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
 ※2013年8月から2018年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
 ※決算日に対応した数値とは異なります。
 ※当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	63.7	65.0	57.1	37.2	8.3	29.1	21.4
最小値(%)	△22.8	△22.0	△17.5	△27.4	△4.0	△12.3	△17.4
平均値(%)	18.0	17.3	17.5	11.4	2.2	6.2	3.6

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

＜代表的な資産クラスの指数＞

- 日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
- 先進国株：MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）
- 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
- 日本国債：NOMURA-BPI国債
- 先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）
- 新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド（円ベース）

■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

- 東証株価指数（TOPIX）（配当込み）…東証株価指数（TOPIX）（配当込み）は、株式会社東京証券取引所（東京証券取引所）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、東京証券取引所にあります。なお、本商品は、東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、東京証券取引所は、ファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を負いません。
- MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）…MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPI国債…NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
- FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）…FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド（円ベース）…「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド（円ベース）」（ここでは「指数」とよびます）についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JP Morgan Chase & Co. 及びその子会社（以下、JPM）がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを予測するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメイクを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または買主になっている可能性もあります。米国のJP Morgan Securities LLC（ここでは「JPMSLLC」と呼びます）（「指数スポンサー」）は、指数に関する証券、金融商品または取引（ここでは「プロダクト」と呼びます）についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に関連させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する職務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。JPMSLLCはNASDAQ, NYSE, SIPCの会員です。JP MorganはJP Morgan Chase Bank, NA, JPMS J.P. Morgan Securities PLC、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

（出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他）

4 【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

取得申込日の販売基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た額[※]とします。

※詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。なお、販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

購入時手数料は、ファンドの購入に関する事務手続き等の対価として、購入時に頂戴するものです。

（２）【換金（解約）手数料】

販売会社は、受益者が交換を行なうときは、当該受益者から、交付する個別銘柄の株式につき、個別時価総額（基準価額の計算日における個別銘柄の金融商品取引所の終値（終値のないものについてはそれに準ずる価額。）に交付する株数を乗じて得た金額をいいます。）に販売会社が独自に定める率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴するものとします。

また、受益権の買取り[※]を行なうときは、基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴するものとします。

※ 受益権の買取りは、「第2 管理及び運営 2 換金(解約)手続等 (c)受益権の買取り(買取請求制)の第1号、第2号」に該当する場合に限られます。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。なお、販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

交換時手数料は、ファンドの交換に関する事務手続き等の対価として、交換時に頂戴するものです。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の1口当たりの元本額に受益権口数を乗じて得た金額（元本総額）の残高に応じて、次の率を乗じて得た額とし、その配分については次の通り（税抜）とします。

＜元本総額＞	＜全体の報酬率＞	＜委託会社＞	＜受託会社＞
2,500億円以下の部分	年1万分の56.16 (税抜年1万分の52)	年1万分の42	年1万分の10
2,500億円超 5,000億円以下の部分	年1万分の45.36 (税抜年1万分の42)	年1万分の32	年1万分の10
5,000億円超 1兆円以下の部分	年1万分の41.04 (税抜年1万分の38)	年1万分の28	年1万分の10
1兆円超の部分	年1万分の38.88 (税抜年1万分の36)	年1万分の26	年1万分の10

（注） 上記にかかわらず、第10計算期間までの計算期間の時効前の収益分配金の支払いについて、販売会社が受ける報酬は、当該ファンドにつき、委託会社が受ける報酬から支弁するものとし、1口当たり元本に分配金の取扱に相当する口数を乗じた金額に対して、年10,000分の10の率を乗じて得た額とします。

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

《支払先の役務の内容》

＜委託会社＞	＜受託会社＞
ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

（４）【その他の手数料等】

- ① ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。
- ② ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引等に要する費用は信託財産から支払われます。
- ③ 監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときに信託財産から支払われます。
- ④ 販売基準価額は、取得申込日の基準価額に100.1%の率を乗じた価額となります。したがって、購入時には、基準価額に0.1%の率を乗じて得た額を1口あたりに換算して、購入する口数に応じてご負担いただきます。

※これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

（５）【課税上の取扱い】

①個人の受益者に対する課税

● 受益権の売却時

売却時の差益(譲渡益)については、申告分離課税により20.315%(国税(所得税及び復興特別所得税)15.315%および地方税5%)の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

● 収益分配金の受取り時

分配金については、20.315%(国税15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

● 受益権と現物株式との交換時

受益権と現物株式との交換についても受益権の譲渡として、上記「受益権の売却時」と同様の取扱いとなります。

《損益通算について》

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに限りです。

《利子所得》	《上場株式等に係る譲渡所得等》 ^(注2)	《配当所得》
・ 特定公社債 ^(注1) の利子 ・ 公募公社債投資信託の収益分配金	特定公社債、公募公社債投資信託、上場株式、公募株式投資信託の ・ 譲渡益 ・ 譲渡損	・ 上場株式の配当 ・ 公募株式投資信託の収益分配金

(注1) 「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、2015年12月31日以前に発行された公社債（同族会社が発行した社債を除きます。）などの一定の公社債をいいます。

(注2) 株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、上場株式、公募株式投資信託等に係る非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入したETFなどから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、分配金の受取方法によっては非課税とならない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②法人の受益者に対する課税

● 受益権の売却時

通常の株式の売却時と同様に、受益権の取得価額と売却価額との差額について、他の法人所得と合算して課税されます。

● 収益分配金の受取り時

収益分配金の益金不算入の対象となります。

益金不算入の限度は株式の配当金と同様の取扱いとなります。

● 受益権と現物株式との交換時

受益権と現物株式との交換についても受益権の譲渡として、上記「受益権の売却時」と同様の取扱いとなります。

なお、税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

※税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容(2018年7月末現在)が変更になる場合があります。

5【運用状況】

以下は2018年7月31日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	10,328,152,430	99.81
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	18,898,338	0.18
合計（純資産総額）		10,347,050,768	100.00

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	77,400	7,151.00	553,487,400	7,305.00	565,407,000	5.46
2	日本	株式	N T T ドコモ	情報・通信業	89,700	2,812.00	252,236,400	2,873.00	257,708,100	2.49

3	日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	26,100	8,758.00	228,583,800	9,260.00	241,686,000	2.33
4	日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	327,900	636.50	208,708,350	689.40	226,054,260	2.18
5	日本	株式	KDDI	情報・通信業	60,000	3,105.00	186,300,000	3,113.00	186,780,000	1.80
6	日本	株式	ソニー	電気機器	30,100	5,705.00	171,720,500	5,828.00	175,422,800	1.69
7	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	33,600	5,028.00	168,940,800	5,168.00	173,644,800	1.67
8	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	33,500	4,293.00	143,815,500	4,445.00	148,907,500	1.43
9	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	43,000	3,273.00	140,739,000	3,355.00	144,265,000	1.39
10	日本	株式	任天堂	その他製品	3,400	35,510.00	120,734,000	36,760.00	124,984,000	1.20
11	日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	40,200	3,093.00	124,338,600	3,055.00	122,811,000	1.18
12	日本	株式	ファーストリテイリング	小売業	2,500	48,560.00	121,400,000	48,750.00	121,875,000	1.17
13	日本	株式	三菱商事	卸売業	37,700	3,132.00	118,076,400	3,117.00	117,510,900	1.13
14	日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	602,100	188.70	113,616,270	194.60	117,168,660	1.13
15	日本	株式	キャノン	電気機器	31,600	3,543.00	111,958,800	3,617.00	114,297,200	1.10
16	日本	株式	東海旅客鉄道	陸運業	4,900	21,830.00	106,967,000	23,245.00	113,900,500	1.10
17	日本	株式	信越化学工業	化学	10,100	10,385.00	104,888,500	11,270.00	113,827,000	1.10
18	日本	株式	日産自動車	輸送用機器	100,100	1,041.50	104,254,150	1,055.50	105,655,550	1.02
19	日本	株式	ファナック	電気機器	4,800	21,735.00	104,328,000	21,920.00	105,216,000	1.01
20	日本	株式	オリエンタルランド	サービス業	8,600	11,355.00	97,653,000	12,130.00	104,318,000	1.00
21	日本	株式	デンソー	輸送用機器	18,800	5,378.00	101,106,400	5,504.00	103,475,200	1.00
22	日本	株式	村田製作所	電気機器	5,300	19,965.00	105,814,500	19,500.00	103,350,000	0.99
23	日本	株式	日本たばこ産業	食料品	31,600	3,003.00	94,894,800	3,176.00	100,361,600	0.96
24	日本	株式	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	21,000	4,504.00	94,584,000	4,555.00	95,655,000	0.92
25	日本	株式	花王	化学	11,700	8,058.00	94,278,600	8,137.00	95,202,900	0.92
26	日本	株式	東日本旅客鉄道	陸運業	9,100	10,205.00	92,865,500	10,440.00	95,004,000	0.91
27	日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	17,700	5,313.00	94,040,100	5,301.00	93,827,700	0.90
28	日本	株式	ダイキン工業	機械	7,000	13,015.00	91,105,000	13,320.00	93,240,000	0.90
29	日本	株式	日立製作所	電気機器	115,000	790.20	90,873,000	778.60	89,539,000	0.86
30	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	18,800	4,630.00	87,044,000	4,675.00	87,890,000	0.84

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国内	水産・農林業	0.14
		鉱業	0.41
		建設業	2.99
		食料品	4.45
		繊維製品	0.53
		パルプ・紙	0.26
		化学	7.14

	医薬品	5.71
	石油・石炭製品	0.80
	ゴム製品	0.97
	ガラス・土石製品	0.81
	鉄鋼	1.05
	非鉄金属	0.95
	金属製品	0.48
	機械	4.56
	電気機器	10.24
	輸送用機器	9.88
	精密機器	1.91
	その他製品	2.46
	電気・ガス業	1.63
	陸運業	4.08
	海運業	0.16
	空運業	0.65
	倉庫・運輸関連業	0.16
	情報・通信業	11.56
	卸売業	4.21
	小売業	4.71
	銀行業	6.11
	証券、商品先物取引業	0.69
	保険業	2.37
	その他金融業	1.37
	不動産業	2.01
	サービス業	4.21
合 計		99.81

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

2018年7月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産及び金融商品取引所の取引価格の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第15計算期間	(2009年 7月10日)	10,628	10,803	173.6000	176.4500
第16計算期間	(2010年 7月10日)	10,584	10,710	172.8700	174.9400
第17計算期間	(2011年 7月10日)	8,176	8,307	175.7000	178.5200
第18計算期間	(2012年 7月10日)	7,069	7,191	151.9200	154.5500
第19計算期間	(2013年 7月10日)	11,198	11,340	240.6500	243.6900
第20計算期間	(2014年 7月10日)	11,722	11,888	251.9000	255.4800
第21計算期間	(2015年 7月10日)	14,783	14,986	317.6900	322.0600
第22計算期間	(2016年 7月10日)	8,317	8,509	240.1700	245.7000
第23計算期間	(2017年 7月10日)	10,949	11,126	316.1800	321.2900
第24計算期間	(2018年 7月10日)	10,123	10,313	334.1800	340.4300
	2017年 7月末日	10,925	—	315.4800	—
	8月末日	10,367	—	313.7500	—
	9月末日	10,804	—	326.9800	—
	10月末日	10,471	—	345.6600	—
	11月末日	10,649	—	351.5400	—
	12月末日	10,757	—	355.1000	—
	2018年 1月末日	10,868	—	358.7500	—
	2月末日	10,446	—	344.8200	—
	3月末日	10,225	—	337.5200	—
	4月末日	10,608	—	350.1800	—
	5月末日	10,409	—	343.5900	—
	6月末日	10,369	—	342.3000	—
	7月末日	10,347	—	341.5500	—

(上場金融商品取引所取引価格)

(当日終値、一口当たり円)

計算期間	金融商品取引所				
	東京	大阪	名古屋	福岡	札幌
第15計算期間	(2009年 7月10日)	152	—	—	—
第16計算期間	(2010年 7月10日)	147	—	—	—
第17計算期間	(2011年 7月10日)	152	—	—	—
第18計算期間	(2012年 7月10日)	—	—	—	—
第19計算期間	(2013年 7月10日)	216	—	—	—
第20計算期間	(2014年 7月10日)	226	—	—	—
第21計算期間	(2015年 7月10日)	310	—	—	—
第22計算期間	(2016年 7月10日)	199	—	—	—
第23計算期間	(2017年 7月10日)	298	—	—	—

第24計算期間	(2018年 7月10日)	332	—	—	—	—
	2017年 7月末日	—	—	—	—	—
	8月末日	296	—	—	—	—
	9月末日	296	—	—	—	—
	10月末日	—	—	—	—	—
	11月末日	338	—	—	—	—
	12月末日	353	—	—	—	—
	2018年 1月末日	352	—	—	—	—
	2月末日	—	—	—	—	—
	3月末日	332	—	—	—	—
	4月末日	332	—	—	—	—
	5月末日	343	—	346	—	—
	6月末日	336	—	—	—	—
	7月末日	—	—	—	—	—

※決算日が休日の場合は、前営業日の取引価格を記載しております。

※金融商品取引所の統合により、2013年7月16日以降は大阪取引所（旧大阪証券取引所）から東京証券取引所に取引価格の取得先が変更になっております。

②【分配の推移】

	計算期間	1口当たりの分配金
第15計算期間	2008年 7月11日～2009年 7月10日	2.8560円
第16計算期間	2009年 7月11日～2010年 7月10日	2.0700円
第17計算期間	2010年 7月11日～2011年 7月10日	2.8210円
第18計算期間	2011年 7月11日～2012年 7月10日	2.6220円
第19計算期間	2012年 7月11日～2013年 7月10日	3.0380円
第20計算期間	2013年 7月11日～2014年 7月10日	3.5800円
第21計算期間	2014年 7月11日～2015年 7月10日	4.3700円
第22計算期間	2015年 7月11日～2016年 7月10日	5.5340円
第23計算期間	2016年 7月11日～2017年 7月10日	5.1120円
第24計算期間	2017年 7月11日～2018年 7月10日	6.2510円

③【収益率の推移】

	計算期間	収益率
第15計算期間	2008年 7月11日～2009年 7月10日	△32.5%
第16計算期間	2009年 7月11日～2010年 7月10日	0.8%
第17計算期間	2010年 7月11日～2011年 7月10日	3.3%
第18計算期間	2011年 7月11日～2012年 7月10日	△12.0%
第19計算期間	2012年 7月11日～2013年 7月10日	60.4%
第20計算期間	2013年 7月11日～2014年 7月10日	6.2%
第21計算期間	2014年 7月11日～2015年 7月10日	27.9%

第22計算期間	2015年 7月11日～2016年 7月10日	△22.7%
第23計算期間	2016年 7月11日～2017年 7月10日	33.8%
第24計算期間	2017年 7月11日～2018年 7月10日	7.7%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

（４）【設定及び解約の実績】

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第15計算期間	2008年 7月11日～2009年 7月10日	—	—	61,225,318
第16計算期間	2009年 7月11日～2010年 7月10日	—	—	61,225,318
第17計算期間	2010年 7月11日～2011年 7月10日	—	14,690,321	46,534,997
第18計算期間	2011年 7月11日～2012年 7月10日	—	—	46,534,997
第19計算期間	2012年 7月11日～2013年 7月10日	—	—	46,534,997
第20計算期間	2013年 7月11日～2014年 7月10日	—	—	46,534,997
第21計算期間	2014年 7月11日～2015年 7月10日	—	—	46,534,997
第22計算期間	2015年 7月11日～2016年 7月10日	—	11,902,818	34,632,179
第23計算期間	2016年 7月11日～2017年 7月10日	—	—	34,632,179
第24計算期間	2017年 7月11日～2018年 7月10日	3,600,000	7,937,386	30,294,793

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

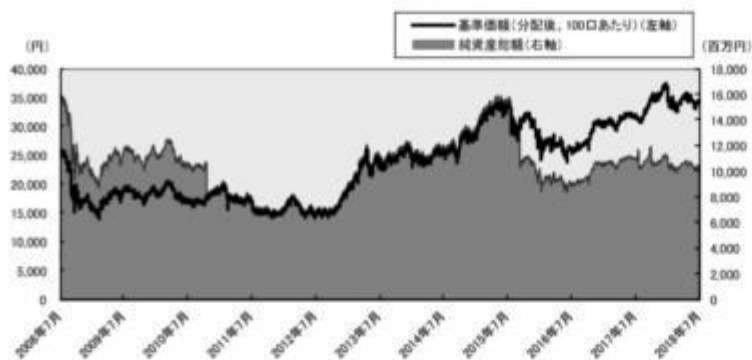
※解約口数は交換口数を表示しております。

《参考情報》

運用実績（2018年7月31日現在）

基準価額・純資産の推移

（日次）



分配の推移

（100口あたり、課税前）

2018年7月	625.10 円
2017年7月	511.20 円
2016年7月	553.40 円
2015年7月	437.00 円
2014年7月	358.00 円
設定来累計	5,548.50 円

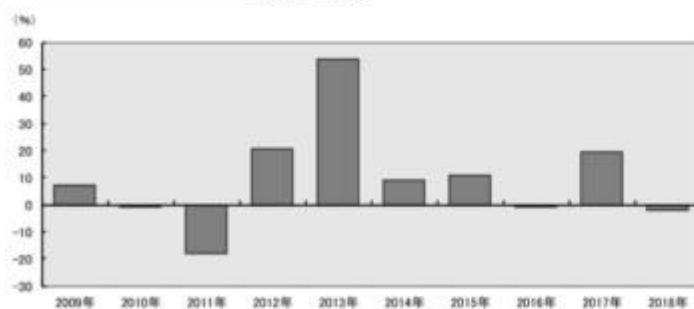
主要な資産の状況

銘柄別投資比率（上位）

順位	銘柄	業種	投資比率（％）
1	トヨタ自動車	輸送用機器	5.5
2	NTTドコモ	情報・通信業	2.5
3	ソフトバンクグループ	情報・通信業	2.3
4	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	2.2
5	KDDI	情報・通信業	1.8
6	ソニー	電気機器	1.7
7	日本電信電話	情報・通信業	1.7
8	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	1.4
9	本田技研工業	輸送用機器	1.4
10	任天堂	その他製品	1.2

年間収益率の推移

（暦年ベース）



・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。

・2018年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

申込期間中の各営業日に、有価証券届出書の「第一部 証券情報」にしたがって受益権の募集が行なわれません。

取得申込みの受付けについては、取得申込日の正午までに委託者に追加設定の連絡をして受理されたものを当日の申込みとします。

なお、委託者は、次の各号の期日および期間については、原則として、受益権の取得の申込みに応じないものとします。

- 1 日経300指数の銘柄入替え実施日の営業日から起算して5営業日以内(通常は10月上旬)
- 2 ファンドの計算期間終了日(毎年7月10日)の4営業日前から起算して4営業日以内(ただし、計算期間終了日が休日(営業日でない日をいいます。))の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内)
- 3 前各号のほか、委託者が、運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

なお、上記各号に該当する期日および期間であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間(第3号に掲げるものを除く。)については、受益権の取得申込を受付ける場合があります。

ファンドの申込(販売)手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

＜受付時間＞ 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

販売の単位は100万口以上10万口単位とします。

※交換単位は400万口以上10万口単位となりますのでご注意ください。

受益権の販売価額は、取得申込日の販売基準価額(取得申込日の基準価額に100.1%の率を乗じて得た額)とします。

金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込みの受付けを中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付けを取り消す場合があります。

＜申込手数料＞

取得申込日の販売基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た額[※]とします。

※詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。なお、販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

※取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金(取得申込日の販売基準価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額に申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した額)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。受託者は、追加信託金を受入れた場合には、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行いません。

2【換金（解約）手続等】

(a) 信託の一部解約(解約請求制)

受益者は、自己に帰属する受益権につき、一部解約の実行を請求することができません。

(b) 受益権と信託財産に属する株式との交換

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、交換の請求を委託者が受付けた日の前営業日（「交換申込日」）に、一定口数以上の受益権をもって、当該受益権と当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式との交換（以下「交換」といいます。）を請求することができます。なお、交換申込日の正午までに委託者に交換の連絡をして受理されたものを、交換の申込みとして取扱います。

委託者は、次の各号の期日または期間については、原則として、交換請求の受付を停止します。

- 1 日経300指数構成銘柄の配当落日および権利落日の前営業日
- 2 日経300指数の銘柄入替え実施日の前営業日から起算して6営業日以内（通常は10月上旬）
- 3 ファンドの計算期間終了日（毎年7月10日）の4営業日前から起算して4営業日以内（ただし、計算期間終了日が休日（営業日でない日をいいます。）の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内）
- 4 前各号のほか、委託者が、運用の基本方針にそった運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

なお、上記各号に該当する期日および期間であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間（第4号に掲げるものを除く。）については、交換請求の受け付けを行なう場合があります。

なお、交換請求の受け付けを停止したときは、受益者は、当該受け付け停止以前に行なった当日の交換の請求を撤回できます。ただし、受益者がその交換の請求を撤回しない場合には、当該交換は、当該受け付け停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に交換の請求を受け付けたものとしします。

受益者が、交換の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとしします。

交換の単位は400万口以上10万口単位とします。交換の単位は、信託財産に属するすべての銘柄の株式につき、金融商品取引所が定める一売買単位（以下「取引所売買単位」といいます。）以上の株数と交換するために必要な口数を基礎として、委託者が定めるもの（以下「最小交換口数」といいます。）とします。なお、将来において日経300指数の変動（値上がり）などにより、基準とする口数は変更されることがあります。

交換の価額は、交換請求申込日の翌営業日の基準価額とします。

販売会社は、受益者が交換を行なうとき、当該受益者から、交付する個別銘柄の株式につき、個別時価総額（基準価額の計算日における個別銘柄の金融商品取引所の終値（終値のないものについてはそれに準ずる価額。）に交付する株数を乗じて得た金額をいいます。）に販売会社が独自に定める率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴するものとしします。

金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で交換の請求の受け付けを停止すること、および既に受け付けた交換請求の受け付けを取り消す場合があります。

また、交換請求の受け付けが中止された場合には、受益者は、当該受け付け停止以前に行なった当日の交換の請求を撤回できます。ただし、受益者がその交換の請求を撤回しない場合には、当該交換は、当該受け付け停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に交換の請求を受け付けたものとしします。

（注）販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続を行なうものとしま

す。当該抹消に係る手続きおよび交換株式に係る振替請求が行なわれた後に、振替機関は、当該交換に係る受益権[※]の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に交換の請求を行なった受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。委託者は、交換請求受付日の翌営業日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権[※]を失効したものとして取扱うこととし、受託者は、委託者の交換の指図に基づいて、交換にかかる振替受益権については、振替口座簿における抹消の手続きおよび交換株式の振替日における抹消の確認をもって、当該振替受益権を受け入れ抹消したものとして取り扱います。

※交換の請求を行なう受益者が日経株価指数300構成銘柄である株式の発行会社等である場合に信託財産が買取る受益権を含みます。

受益証券をお手許で保有されている方は、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

(交換でお渡しする株数の計算)

受益者が交換によって取得できる個別銘柄の株数は、交換の請求を委託者が受付けた日の基準価額に基づいて計算された株数とし、取引所売買単位の整数倍とします。

なお、具体的な計算方法は、原則として以下の通りです。

① 交換申込日の翌営業日における、信託財産中の株式時価総額のうち、交換口数分の概算株式時価総額を計算します。

② 上記の概算株式時価総額に、ファンドが保有している銘柄の時価構成比率を乗じ、銘柄毎の時価で除した各銘柄の株数を計算します。

③ 上記株数を金融商品取引所での1売買単位の整数倍に調整します。

この場合、計算された株数が金融商品取引所における最小売買単位に満たない銘柄については、お渡しする株数（交換株数）を1売買単位に切り上げます。また、計算された株数が1売買単位以上になっている銘柄の売買単位未満の端数部分は四捨五入します。

④ 上記③で求めた各銘柄の株数に時価を乗じた時価総額の合計が、概算株式時価総額以下となる場合は、当該株数を各銘柄の交換株数とします。また、上記③で求めた各銘柄の株数に時価を乗じた時価総額の合計が、概算株式時価総額を上回っている場合は、当該概算株式時価総額以下となるまで、以下の(1)から(2)の手順を繰り返すことにより株数を減らしていき、300銘柄の各交換株数を確定します。

(1)四捨五入で繰り上げた金額（「繰り上げた株数×当該銘柄の株価」）が大きい銘柄から順に1売買単位株数ずつ株数を減らします。

(2)四捨五入で繰り下げた金額（「繰り下げた株数×当該銘柄の株価」）が小さい銘柄から順に1売買単位株数ずつ株数を減らします。

なお、交換を請求した受益者が複数いる場合等において、四捨五入による丸め誤差の影響等により、各受益者毎の交換株数の合計がファンドで保有する株数を超過してしまう銘柄が生じた場合等には、交換ポートフォリオから当該銘柄を1単位株数分減じる等の調整を行なう場合があります。

※交換により交付する個別銘柄の構成比は、必ずしも対象株価指数を構成する個別銘柄の構成比と等しくなる訳ではありません。

(交換する受益権口数の確定)

委託者は、受益者が最小交換口数以上の振替受益権を委託者に提示して交換の請求を行ない、その請求を受付けた場合には、受益者から提示された口数の受益権から受益者が取得できる個別銘柄の株数を計算し、交換に要する受益権の口数（1口未満の端数があるときは、1口に切上げます。以下「交換必要口数」といいます。）を確定します。

委託者は、受託者に対し、交換必要口数の受益権と信託財産に属する株式のうち取引所売買単位の整数倍となる株式を交換するよう指図します。ただし、交換の請求を行なった受益者が、日経株価指数300構成銘柄である株式の発行会社またはその子会社（会社法第2条第3項に規定する子会社をいい、当該発行会社またはその子会社を以下「発行会社等」といいます。）である場合には、委託者は、当該発行会社の株式の個別銘柄時価総額に相当する口数の受益権を買取することを指図します。この場合の個別銘柄時価総額は、交換請求の受付日の翌営業日の寄付き時以降、成行きの方法によって当該株式を売却した額（売却に伴う売買委託手数料等を控除した後の金額）とします。

なお、交換の請求を行なう受益者が、日経株価指数300構成銘柄である株式の発行会社等である場合には、当該交換の請求を受益者から取次ぐ第一種金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者が日経株価指数300構成銘柄である株式の発行会社等に該当する場合に、当該第一種金融商品取引業者が自己勘定で交換を行なうときを含むものとします。）は、交換の請求を行なう際に委託者にその旨を書面をもって通知するものとします。当該通知が交換の請求の際に行なわれなかった場合において、そのことによって信託財産その他に損害が生じたときには、交換の請求を取次いだ第一種金融商品取引業者がその責を負うものとします。

（交換による株式の交付等）

受託者は、販売会社による振替受益権の抹消に係る手続きが行なわれたことを確認したときには、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式に係る振替請求を行なうものとします。受益者への交換株式の交付に際しては、原則として交換請求受付日から起算して4営業日目から、振替機関等の口座に交換の請求を行なった受益者に係る株数の増加の記載または記録が行なわれます。ただし、日経株価指数300構成銘柄である株式の発行会社等が受取った受益権については、個別時価総額が確定した日から4営業日目に金銭の交付を行ないます。

（c）受益権の買取り（買取請求制）

販売会社は、次の各号に該当する場合で、受益者の請求があるときは、その受益権を買取ります。ただし、第2号の場合の請求は、信託終了日の2営業日前までとします。

- 1 交換により生じた取引所売買単位未満の振替受益権
- 2 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になったとき

受益権の買取価額は、買取申込みを受付けた日の基準価額となります。

販売会社は、受益権の買取りを行なうときは、基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴するものとします。

金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、販売会社は、信託約款の規定に従い、委託者と協議のうえ、受益権の買取りを中止すること、および既に受付けた受益権の買取りを取り消す場合があります。

また、受益権の買取りが停止された場合には、受益者は買取り中止以前に行なった当日の買取り請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取り請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取り中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取申込みを受け付けたものとして、当該日の基準価額とします。

上記(a)、(b)及び(c)の詳細については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

＜受付時間＞ 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

＜基準価額の計算方法＞

基準価額とは、純資産総額を計算日における受益権口数で除した100口当たり金額をいいます。

純資産総額とは、資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

資産総額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た金額の合計額をいいます。

信託財産に属する株式(交換の実行に係る株式で、受益者に対し未交付のもの(株式の振替制度移行後においては、振替機関等の受益者の口座に未振替のものとし、)を除く)の時価評価は、原則として、金融商品取引所の終値(終値のないものについてはそれに準ずる価額)により評価するものとします。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

＜受付時間＞ 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

＜追加信託金について＞

(i)追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に100.1%の率を乗じて得た価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

(ii)追加信託金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を追加信託差金として処理します。

＜受益権と株式の交換の計理処理＞

受益権と株式の交換にあっては、交換必要口数に交換請求受付日の基準価額を乗じて得た金額と元本に相当する金額との差額を交換(解約)差金として処理します。

（2）【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（3）【信託期間】

無期限とします(1995年4月12日設定)。

（４）【計算期間】

毎年７月11日から翌年７月10日までとします。

なお、最終計算期間の終了日は、この信託が終了する場合における信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

（a）ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託財産の一部を受益権と交換することにより、受益権の口数が1,200万口を下回ることとなった場合、または、この信託契約を終了することが受益者のため有利であると認めるとき、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になったときもしくは日経株価指数300が廃止されたときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

（b）信託期間の終了

（i）委託者は、上記「（a）ファンドの繰上償還条項」に従い信託期間を終了させるには、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

（ii）上記（i）の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

（iii）上記（ii）の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記「（a）ファンドの繰上償還条項」の信託契約の解約をしません。

（iv）委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

（v）上記（ii）から（iv）までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記（ii）の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

（vi）委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

（c）信託約款の変更

（i）委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

（ii）委託者は、上記（i）の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

（iii）上記（ii）の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

(iv) 上記(iii)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(i)の信託約款の変更をしません。

(v) 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(vi) 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記(i)から(v)までの規定にしたがいます。

(d) 公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(e) 反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または信託約款の変更を行なう場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、前述の「(b)信託期間の終了」(i)または「(c)信託約款の変更」(ii)に規定する公告または書面に付記します。

(f) 金融商品取引所への上場

委託者は、この信託の受益証券について、別に定める金融商品取引所に上場申請を行なうものとし、当該受益証券は、当該金融商品取引所の定める諸規則等に基づき当該金融商品取引所の承認を得たうえで、当該金融商品取引所に上場されるものとします。

委託者は、この信託の受益権が上場された場合には、上記の金融商品取引所の定める諸規則等を遵守し、当該金融商品取引所が諸規則等に基づいて行なう受益権に対する上場廃止または売買取引の停止その他の措置に従うものとします。

(g) 信託財産の登記等および記載等の留保等

(i) 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

(ii) 上記(i)ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

(iii) 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(iv) 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(h) 株式の売却の指図

委託者は、信託財産に属する株式の売却の指図ができます。

(i) 再投資の指図

委託者は、株式の売却代金、株式の清算分配金、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。ただし、株式の配当金については、「第1 ファンドの状況 2 投資方針 (2) 投資対象 ②金融商品および先物取引の指図範囲」に定める第1号から第4号までの金融商品による運用

に限るものとします。

(j) 受託者による資金立替え

信託財産に属する株式について、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する株式の清算分配金、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(k) 委託者の登録取消等に伴う取扱い

委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託約款に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社を引き継ぐことを命令したときは、この信託は、上記「(c)信託約款の変更(iv)」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(l) 委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

また、委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(m) 受託者の辞任および解任に伴う取扱い

受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、上記「(c)信託約款の変更」にしたがい、新受託者を選任します。委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(n) 受益権の分割、信託日時の異なる受益権の内容

委託者は、信託契約締結日の受益権については当初設定口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど追加口数に、それぞれ均等に分割します。

信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(o) 信託約款に関する疑義の取扱い

この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(p) 関係法人との契約の更新に関する手続

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

① 収益分配金に対する請求権および名義登録

(a)収益分配金は、計算期間終了日現在において、氏名または名称、住所および個人番号または法人番号（個人番号もしくは法人番号を有しない者または当該収益分配金につき租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する支払の取扱者を通じて交付を受ける者にあつては、氏名または名称および住所とします。）が受託者に登録されている者を、計算期間終了日現在における受益者とし（以下「名義

登録受益者」といいます。）、当該名義登録受益者に支払います。この場合、名義登録受益者が計算期間終了日現在における振替制度移行後も受益証券を保有している所有者と異なる場合であっても、受託者は、当該所有者に対して収益分配金の支払いおよびその他損害についてその責を負わないものとします。^{*}

受益者は、原則として、上記の登録をこの信託の受益権が上場されている金融商品取引所の会員（口座管理機関であるものに限る。以下同じ。）を経由して行なうものとします。この場合、当該会員は、当該会員が独自に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。ただし、証券金融会社等は登録を受託者に対して直接に行なうことができます。

名義登録の手続きは、毎計算期間の末日の翌日から30日間停止します。この場合、委託者は、予め公告を行なうものとします。ただし、社振法関係法令等に基づき振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益権の名義登録の手続きは原則として以下の通りとし、この信託の受益権の全てが振替受益権である場合には、原則として上記の公告を行ないません。

- (i) 当該受益権は、上記当該会員の振替口座簿に口数が記載または記録されることにより、当該振替口座簿に記載または記録された口数に応じた受益権が帰属します。
- (ii) 当該会員は、計算期間終了日までに当該会員にかかる受益者の氏名または名称、住所および個人番号または法人番号（個人番号もしくは法人番号を有しない者または収益分配金につき租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する支払の取扱者を通じて交付を受ける者にあつては、氏名または名称および住所とします。）ならびにその他受託者が定める事項を書面等により受託者に届け出るものとします。また、届け出た内容に変更が生じた場合は、当該会員所定の方法による当該受益者から申し出にもとづき、当該会員はこれを受託者に通知するものとします。^{*}
- (iii) 当該会員は、計算期間終了日現在の当該会員にかかる上記（i）の受益者の振替機関の定める事項を（当該会員が直接口座管理機関でない場合はその上位機関を通じて）振替機関に報告するとともに、振替機関はこれを受託者に通知するものとします。

＊2016年1月1日以後に行なう受託者への登録について適用し、同日前に行なった受託者への登録については、なお従前の例によるものとします。

2016年1月1日前に受託者への氏名または名称および住所の登録を行なった者は、同日から3年を経過した日以後最初に到来する計算期間の終了する日（同日において個人番号または法人番号を有しない者にあつては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の規定により同日以後に個人番号または法人番号が初めて通知された日から一月を経過する日とします。）までに、受託者に個人番号または法人番号の登録を行なうものとします。

この信託契約締結当初および2008年1月4日前の追加信託時の受益者については、上記の登録を行なったうえで受益証券を交付し、2008年1月4日以降の追加信託時の受益者については、上記の登録を行なったうえで振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金の支払いは、原則として毎計算期間終了後40日以内の委託者の指定する日に、受益者が登録の際にあらかじめ指定する預金口座に当該収益分配金を振り込む方式により行なうものとします。なお、名義登録受益者があらかじめ預金口座を指定していない場合は、当該名義登録受益者に対する収益分配金の支払いの開始が遅れる場合がありますので、ご注意ください。

また、上記の方式のほか、名義登録受益者が当該会員と別途収益分配金の取り扱いに係る契約[※]を締結している場合は、収益分配金は当該契約にしたがい支払われるものとします。

※詳しくは、当該会員にお問い合わせください。

上記にかかわらず、第10計算期間までの各計算期間に係る収益分配金の時効前の収益分配金の支払いにつき、当該各計算期間における名義登録受益者に交付された収益分配金交付書兼領収書と引き換えに行なう収益分配金の支払いは、販売会社が収益分配金交付書兼領収書を受付けた後、受託者において名義登録受益者の確認を行なったうえ、原則として、委託者または販売会社(委託者を除く)の営業所において支払うものとします。

(b)受託者は、委託者または販売会社(委託者を除く)が収益分配金を支払った場合、委託者または販売会社が呈示した受益者へ支払済み収益分配金交付書兼領収書と引換えに委託者または当該販売会社に収益分配金を交付します。

受託者は、支払開始日から5年経過した後に、収益分配金の未払残高があるときは、当該金額を委託者に交付するものとします。

受託者は、委託者が指定する販売会社(委託者を除く)または委託者に収益分配金を交付した後は、当該交付に係る金額に関する受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者に帰属するものとします。

② 信託終了時の交換等

委託者は、この信託が終了するときは、委託者が別に定める1,200万口以上の受益権を有する受益者に対しては、信託終了日の5営業日前の日における当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式を当該受益権として振替口座等に記載または記録されている振替受益権または当該受益権を表示する受益証券と引換えに交換するものとします。

ただし、日経株価指数300構成銘柄である株式の発行会社等である受益者が交換する場合には、委託者は当該発行会社の株式の個別時価総額に相当する口数の受益権を買取することを受託者に指図します。この場合の個別時価総額は、信託終了日の4営業日前の寄付き以降成行きの方法によって当該株式を売却した額(売却に伴う売買委託手数料および有価証券取引税等を控除した後の金額)とします。

交換は、委託者または販売会社(委託者を除く)の営業所において行なうものとします。

受益者が取得する個別銘柄の株数は、信託終了日の5営業日前の日の基準価額に基づいて計算された株数とし、取引所売買単位の整数倍とします。なお、銘柄毎の交換株数の計算方法は、「第2 管理及び運営 2 換金(解約)手続等 (b)受益権と信託財産に属する株式との交換」に記載されている交換で过渡する株数の計算に準じて行ないます。

販売会社は、受益者に交換を行なうとき、当該受益者から、受益者が取得する個別銘柄の株式につき、個別時価総額(信託終了日における個別銘柄の金融商品取引所の終値(終値のないものについてはそれに準ずる価額。))に交換する株数を乗じて得た金額をいいます。)に販売会社が独自に定める率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴するものとします。委託者は、信託終了日の4営業日前の日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権および交換によって信託財産が取得した受益証券により表示された受益権（各受益権について信託財産が買取った受益権を含みます。）を失効したものとして取扱うこととし、受託者は、当該受益権にかかる振替受益権が交換株式の振替日に抹消済みであることを確認するものとします。上記にかかわらず、次の場合には信託終了日の基準価額をもとに金銭をもって返還するものとします。

- 1 信託終了時の交換において、受益者の有する口数から株式の交換に要した口数を控除した後に残余の口数を生じた場合の残余の口数の振替受益権または受益証券
- 2 1,200万口に満たない振替受益権または受益証券(取引所売買単位未満の振替受益権または受益証券を含みます。)

販売会社は、受益者に返還を行なうとき、当該受益者から、基準価額に販売会社が独自に定める率を

乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴するものとします。

株式の交換は、振替受益権については原則として受託者が交換のための振替受益権の抹消の申請が振替機関に受け付けられたことを確認した日の翌営業日から、また、受益証券については交換する受益証券が受託者に提供されたことが確認された日から起算して3営業日目から行ないます。

信託財産が買取った受益権については、個別時価総額が確定した日から4営業日目に金銭の交付を行ないます。

金銭をもってする返還は、信託終了日後40日以内の委託者の指定する日から販売会社の営業所において、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において信託財産における交換の計上が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対する金銭をもってする返還は、信託終了日後40日以内の委託者の指定する日から販売会社の営業所において、受益証券と引換えに行ないます。

受益者が、株式の交換および金銭の返還について、交換開始日から10年間その交換の請求をしないときは、その権利を失い、委託者に帰属します。

第3【ファンドの経理状況】

日経300株価指数連動型上場投資信託

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第24期計算期間(2017年7月11日から2018年7月10日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第23期 (2017年 7月10日現在)	第24期 (2018年 7月10日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	217,549,353	214,201,880
株式	10,918,163,150	10,105,108,200
未収配当金	14,614,900	14,503,150
流動資産合計	11,150,327,403	10,333,813,230
資産合計	11,150,327,403	10,333,813,230
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	177,039,699	189,372,751
未払受託者報酬	4,488,590	3,926,406
未払委託者報酬	18,851,750	16,490,782
未払利息	312	435
その他未払費用	89,651	78,430
流動負債合計	200,470,002	209,868,804
負債合計	200,470,002	209,868,804
純資産の部		
元本等		
元本	8,380,987,318	7,331,339,906
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	2,568,870,083	2,792,604,520
（分配準備積立金）	22,716	27,258
元本等合計	10,949,857,401	10,123,944,426
純資産合計	10,949,857,401	10,123,944,426
負債純資産合計	11,150,327,403	10,333,813,230

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第23期 自 2016年 7月11日 至 2017年 7月10日	第24期 自 2017年 7月11日 至 2018年 7月10日
営業収益		
受取配当金	224,236,788	232,121,511
有価証券売買等損益	2,632,369,834	613,934,370
その他収益	126,970	145,412
営業収益合計	2,856,733,592	846,201,293
営業費用		
支払利息	57,135	66,140
受託者報酬	9,051,570	8,203,811
委託者報酬	38,015,974	34,455,753
その他費用	204,427	163,926
営業費用合計	47,329,106	42,889,630
営業利益又は営業損失（△）	2,809,404,486	803,311,663
経常利益又は経常損失（△）	2,809,404,486	803,311,663
当期純利益又は当期純損失（△）	2,809,404,486	803,311,663
一部交換に伴う当期純利益金額の分配額又は一部交換に伴う当期純損失金額の分配額（△）	-	-
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△63,494,704	2,568,870,083
剰余金増加額又は欠損金減少額	-	295,704,000
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	295,704,000
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	685,908,475
当期一部交換に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	685,908,475
分配金	177,039,699	189,372,751
期末剰余金又は期末欠損金（△）	2,568,870,083	2,792,604,520

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4.その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2017年 7月11日から2018年 7月10日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第23期 2017年 7月10日現在	第24期 2018年 7月10日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 34,632,179口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 30,294,793口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 316.18円 (100口当たり純資産額) (31,618円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 334.18円 (100口当たり純資産額) (33,418円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第23期 自 2016年 7月11日 至 2017年 7月10日	第24期 自 2017年 7月11日 至 2018年 7月10日																																										
1.分配金の計算過程	1.分配金の計算過程																																										
<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>当期配当等収益額</td><td>A</td><td>224,306,623円</td></tr><tr><td>分配準備積立金</td><td>B</td><td>27,763円</td></tr><tr><td>配当等収益合計額</td><td>C=A+B</td><td>224,334,386円</td></tr><tr><td>経費</td><td>D</td><td>47,271,971円</td></tr><tr><td>収益分配可能額</td><td>E=C-D</td><td>177,062,415円</td></tr><tr><td>収益分配金</td><td>F</td><td>177,039,699円</td></tr></table>	項目			当期配当等収益額	A	224,306,623円	分配準備積立金	B	27,763円	配当等収益合計額	C=A+B	224,334,386円	経費	D	47,271,971円	収益分配可能額	E=C-D	177,062,415円	収益分配金	F	177,039,699円	<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>当期配当等収益額</td><td>A</td><td>232,200,783円</td></tr><tr><td>分配準備積立金</td><td>B</td><td>22,716円</td></tr><tr><td>配当等収益合計額</td><td>C=A+B</td><td>232,223,499円</td></tr><tr><td>経費</td><td>D</td><td>42,823,490円</td></tr><tr><td>収益分配可能額</td><td>E=C-D</td><td>189,400,009円</td></tr><tr><td>収益分配金</td><td>F</td><td>189,372,751円</td></tr></table>	項目			当期配当等収益額	A	232,200,783円	分配準備積立金	B	22,716円	配当等収益合計額	C=A+B	232,223,499円	経費	D	42,823,490円	収益分配可能額	E=C-D	189,400,009円	収益分配金	F	189,372,751円
項目																																											
当期配当等収益額	A	224,306,623円																																									
分配準備積立金	B	27,763円																																									
配当等収益合計額	C=A+B	224,334,386円																																									
経費	D	47,271,971円																																									
収益分配可能額	E=C-D	177,062,415円																																									
収益分配金	F	177,039,699円																																									
項目																																											
当期配当等収益額	A	232,200,783円																																									
分配準備積立金	B	22,716円																																									
配当等収益合計額	C=A+B	232,223,499円																																									
経費	D	42,823,490円																																									
収益分配可能額	E=C-D	189,400,009円																																									
収益分配金	F	189,372,751円																																									

次期繰越金(分配準備積立金)	G=E-F	22,716円	次期繰越金(分配準備積立金)	G=E-F	27,258円
口数	H	34,632,179口	口数	H	30,294,793口
100口当たり分配金	I=F/H×100	511円20銭	100口当たり分配金	I=F/H×100	625円10銭

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

第23期 自 2016年 7月11日 至 2017年 7月10日	第24期 自 2017年 7月11日 至 2018年 7月10日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	1.金融商品に対する取組方針 同左 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左 3.金融商品に係るリスク管理体制 同左

(2)金融商品の時価等に関する事項

第23期 2017年 7月10日現在	第24期 2018年 7月10日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2. 時価の算定方法	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2. 時価の算定方法

株式 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
--	----

（関連当事者との取引に関する注記）

第23期 自 2016年 7月11日 至 2017年 7月10日	第24期 自 2017年 7月11日 至 2018年 7月10日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

第23期 自 2016年 7月11日 至 2017年 7月10日	第24期 自 2017年 7月11日 至 2018年 7月10日
期首元本額 8,380,987,318円	期首元本額 8,380,987,318円
期中追加設定元本額 0円	期中追加設定元本額 871,200,000円
期中一部交換元本額 0円	期中一部交換元本額 1,920,847,412円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第23期 自 2016年 7月11日 至 2017年 7月10日	第24期 自 2017年 7月11日 至 2018年 7月10日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
株式	2,602,070,748	524,280,888
合計	2,602,070,748	524,280,888

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式(2018年7月10日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	日本円	日本水産	7,400	531.00	3,929,400	
		マルハニチロ	1,200	4,045.00	4,854,000	
		サカタのタネ	1,100	4,080.00	4,488,000	
		ホクト	800	1,952.00	1,561,600	
		国際石油開発帝石	34,700	1,180.50	40,963,350	
		コムシスホールディングス	3,300	2,817.00	9,296,100	
		大成建設	5,300	6,150.00	32,595,000	
		大林組	17,100	1,132.00	19,357,200	
		清水建設	18,700	1,175.00	21,972,500	
		鹿島建設	25,000	862.00	21,550,000	
		西松建設	1,300	3,115.00	4,049,500	
		前田建設工業	4,700	1,279.00	6,011,300	
		奥村組	1,100	3,660.00	4,026,000	
		戸田建設	7,700	953.00	7,338,100	
		大東建託	1,800	18,240.00	32,832,000	
		N I P P O	2,800	2,036.00	5,700,800	
		前田道路	2,200	2,097.00	4,613,400	
		住友林業	4,300	1,694.00	7,284,200	
		大和ハウス工業	15,800	3,859.00	60,972,200	
		積水ハウス	16,400	1,923.50	31,545,400	
		中電工	1,400	2,814.00	3,939,600	
		関電工	4,900	1,203.00	5,894,700	
		九電工	1,700	5,190.00	8,823,000	
		日揮	6,100	2,037.00	12,425,700	
		高砂熱学工業	2,000	1,943.00	3,886,000	
		日清製粉グループ本社	7,200	2,174.00	15,652,800	
		山崎製パン	5,200	2,743.00	14,263,600	
		ヤクルト本社	4,100	7,110.00	29,151,000	
		明治ホールディングス	3,600	8,890.00	32,004,000	
		雪印メグミルク	1,700	2,738.00	4,654,600	

日本ハム	2,500	4,260.00	10,650,000	
伊藤ハム米久ホールディングス	7,100	893.00	6,340,300	
サッポロホールディングス	1,900	2,685.00	5,101,500	
アサヒグループホールディングス	11,500	5,505.00	63,307,500	
キリンホールディングス	21,700	2,883.50	62,571,950	
宝ホールディングス	4,800	1,359.00	6,523,200	
伊藤園	2,100	4,980.00	10,458,000	
キッコーマン	4,600	5,140.00	23,644,000	
味の素	13,600	2,052.50	27,914,000	
キューピー	3,600	2,920.00	10,512,000	
ハウス食品グループ本社	2,400	3,650.00	8,760,000	
ニチレイ	3,300	2,595.00	8,563,500	
日清食品ホールディングス	2,500	7,480.00	18,700,000	
日本たばこ産業	31,600	3,003.00	94,894,800	
東洋紡	2,100	1,820.00	3,822,000	
帝人	4,700	2,042.00	9,597,400	
東レ	38,700	871.60	33,730,920	
ワコールホールディングス	1,700	3,105.00	5,278,500	
オンワードホールディングス	3,900	710.00	2,769,000	
王子ホールディングス	24,000	669.00	16,056,000	
日本製紙	2,800	1,775.00	4,970,000	
レンゴー	6,400	1,000.00	6,400,000	
クラレ	8,400	1,513.00	12,709,200	
旭化成	33,300	1,415.50	47,136,150	
住友化学	39,000	629.00	24,531,000	
デンカ	2,100	3,660.00	7,686,000	
信越化学工業	10,100	10,385.00	104,888,500	
大陽日酸	10,300	1,839.00	18,941,700	
日本触媒	1,000	8,260.00	8,260,000	
カネカ	8,000	968.00	7,744,000	
三菱瓦斯化学	5,500	2,487.00	13,678,500	
三井化学	4,800	2,942.00	14,121,600	
東京応化工業	1,100	4,190.00	4,609,000	
三菱ケミカルホールディングス	35,700	948.50	33,861,450	
ダイセル	8,300	1,192.00	9,893,600	
積水化学工業	11,700	1,912.00	22,370,400	

宇部興産	2,500	2,921.00	7,302,500
日立化成	4,900	2,181.00	10,686,900
花王	11,700	8,058.00	94,278,600
日本ペイントホールディングス	7,700	4,515.00	34,765,500
D I C	2,300	3,485.00	8,015,500
東洋インキＳＣホールディングス	1,400	2,887.00	4,041,800
富士フイルムホールディングス	12,200	4,356.00	53,143,200
資生堂	9,500	8,325.00	79,087,500
ライオン	7,100	1,931.00	13,710,100
日東電工	4,100	8,086.00	33,152,600
ユニ・チャーム	14,700	3,362.00	49,421,400
協和発酵キリン	13,700	2,149.00	29,441,300
武田薬品工業	18,800	4,630.00	87,044,000
アステラス製薬	46,900	1,758.50	82,473,650
塩野義製薬	7,700	5,605.00	43,158,500
田辺三菱製薬	13,300	1,890.00	25,137,000
中外製薬	13,300	5,600.00	74,480,000
エーザイ	7,000	10,550.00	73,850,000
第一三共	16,800	4,369.00	73,399,200
大塚ホールディングス	13,200	4,798.00	63,333,600
大正製薬ホールディングス	2,100	12,810.00	26,901,000
昭和シェル石油	8,900	1,682.00	14,969,800
J X T Gホールディングス	81,300	798.10	64,885,530
横浜ゴム	4,000	2,274.00	9,096,000
ブリヂストン	18,100	4,165.00	75,386,500
住友ゴム工業	6,200	1,741.00	10,794,200
A G C	5,500	4,335.00	23,842,500
日本板硝子	2,100	1,081.00	2,270,100
日本電気硝子	2,400	3,205.00	7,692,000
太平洋セメント	3,000	3,570.00	10,710,000
T O T O	4,200	5,140.00	21,588,000
日本碍子	7,800	1,944.00	15,163,200
新日鐵住金	22,500	2,125.00	47,812,500
神戸製鋼所	8,600	1,016.00	8,737,600
ジェイ エフ イー ホールディングス	14,600	2,092.00	30,543,200

日新製鋼	2,600	1,499.00	3,897,400
日立金属	10,200	1,148.00	11,709,600
日本軽金属ホールディングス	14,700	246.00	3,616,200
三井金属鉱業	1,400	4,315.00	6,041,000
三菱マテリアル	3,100	2,903.00	8,999,300
住友金属鉱山	6,900	4,178.00	28,828,200
DOWAホールディングス	1,500	3,370.00	5,055,000
古河機械金属	1,000	1,658.00	1,658,000
古河電気工業	1,700	3,790.00	6,443,000
住友電気工業	18,800	1,660.00	31,208,000
フジクラ	7,000	692.00	4,844,000
SUMCO	7,000	2,320.00	16,240,000
東洋製罐グループホールディングス	4,800	1,968.00	9,446,400
三和ホールディングス	5,600	1,185.00	6,636,000
L I X I Lグループ	7,400	2,332.00	17,256,800
オークマ	800	5,950.00	4,760,000
アマダホールディングス	9,000	1,078.00	9,702,000
SMC	1,600	38,710.00	61,936,000
小松製作所	23,000	3,178.00	73,094,000
住友重機械工業	2,900	3,805.00	11,034,500
日立建機	5,100	3,560.00	18,156,000
クボタ	29,300	1,804.50	52,871,850
荏原製作所	2,400	3,495.00	8,388,000
ダイキン工業	7,000	13,015.00	91,105,000
栗田工業	2,800	3,050.00	8,540,000
椿本チエイン	5,000	912.00	4,560,000
ダイフク	3,000	4,850.00	14,550,000
平和	2,400	2,593.00	6,223,200
アマノ	1,800	2,573.00	4,631,400
セガサミーホールディングス	6,300	1,815.00	11,434,500
日本精工	13,100	1,178.00	15,431,800
NTN	12,600	462.00	5,821,200
ジェイテクト	8,100	1,564.00	12,668,400
不二越	600	5,090.00	3,054,000
三菱重工業	8,000	4,069.00	32,552,000
I H I	3,700	3,835.00	14,189,500

日清紡ホールディングス	4,200	1,205.00	5,061,000	
コニカミノルタ	11,900	997.00	11,864,300	
ブラザー工業	6,200	2,179.00	13,509,800	
ミネベアミツミ	10,100	1,908.00	19,270,800	
日立製作所	115,000	790.20	90,873,000	
三菱電機	50,900	1,476.00	75,128,400	
富士電機	18,000	840.00	15,120,000	
日本電気	6,200	2,997.00	18,581,400	
富士通	49,000	728.70	35,706,300	
パナソニック	58,200	1,404.00	81,712,800	
ソニー	30,100	5,705.00	171,720,500	
TDK	3,100	11,900.00	36,890,000	
ファナック	4,800	21,735.00	104,328,000	
京セラ	9,000	6,258.00	56,322,000	
村田製作所	5,300	19,965.00	105,814,500	
キヤノン	31,600	3,543.00	111,958,800	
リコー	17,700	1,004.00	17,770,800	
東京エレクトロン	3,900	18,810.00	73,359,000	
豊田自動織機	7,700	6,020.00	46,354,000	
デンソー	18,800	5,378.00	101,106,400	
三井E & Sホールディングス	2,000	1,432.00	2,864,000	
川崎重工業	4,000	3,220.00	12,880,000	
日本車輛製造	3,000	268.00	804,000	
日産自動車	100,100	1,041.50	104,254,150	
トヨタ自動車	77,400	7,151.00	553,487,400	
新明和工業	2,400	1,283.00	3,079,200	
本田技研工業	43,000	3,273.00	140,739,000	
シマノ	2,200	16,030.00	35,266,000	
テルモ	9,000	6,050.00	54,450,000	
島津製作所	7,000	3,330.00	23,310,000	
ニコン	9,500	1,784.00	16,948,000	
オリンパス	8,100	4,330.00	35,073,000	
HOYA	9,000	6,183.00	55,647,000	
シチズン時計	7,600	697.00	5,297,200	
バンダイナムコホールディングス	5,300	4,380.00	23,214,000	
トッパン・フォームズ	2,700	1,125.00	3,037,500	

凸版印刷	17,000	836.00	14,212,000	
大日本印刷	7,700	2,395.00	18,441,500	
N I S S H A	1,200	2,226.00	2,671,200	
アシックス	4,700	1,776.00	8,347,200	
ヤマハ	4,500	5,420.00	24,390,000	
ピジョン	2,900	5,490.00	15,921,000	
リンテック	1,800	3,150.00	5,670,000	
任天堂	3,400	35,510.00	120,734,000	
タカラスタANDARD	1,800	1,827.00	3,288,600	
コクヨ	3,100	1,920.00	5,952,000	
オカムラ	2,700	1,573.00	4,247,100	
東京電力ホールディングス	38,100	523.00	19,926,300	
中部電力	18,000	1,677.00	30,186,000	
関西電力	22,300	1,568.50	34,977,550	
東北電力	11,900	1,331.00	15,838,900	
九州電力	11,200	1,252.00	14,022,400	
東京瓦斯	10,900	2,898.50	31,593,650	
大阪瓦斯	9,900	2,262.50	22,398,750	
東武鉄道	5,000	3,215.00	16,075,000	
東京急行電鉄	14,800	1,812.00	26,817,600	
小田急電鉄	8,700	2,244.00	19,522,800	
東日本旅客鉄道	9,100	10,205.00	92,865,500	
西日本旅客鉄道	4,600	7,886.00	36,275,600	
東海旅客鉄道	4,900	21,830.00	106,967,000	
近鉄グループホールディングス	4,500	4,285.00	19,282,500	
阪急阪神ホールディングス	6,000	4,255.00	25,530,000	
日本通運	2,400	7,270.00	17,448,000	
ヤマトホールディングス	9,800	2,980.00	29,204,000	
福山通運	1,300	5,570.00	7,241,000	
セイノーホールディングス	4,900	1,902.00	9,319,800	
日本郵船	4,000	2,143.00	8,572,000	
商船三井	2,900	2,676.00	7,760,400	
日本航空	8,300	3,900.00	32,370,000	
A N Aホールディングス	8,300	4,006.00	33,249,800	
三菱倉庫	2,100	2,463.00	5,172,300	
三井倉庫ホールディングス	3,000	331.00	993,000	

住友倉庫	4,000	678.00	2,712,000	
上組	3,200	2,232.00	7,142,400	
T I S	2,100	5,230.00	10,983,000	
ネクソン	21,100	1,675.00	35,342,500	
野村総合研究所	6,000	5,400.00	32,400,000	
オービック	2,400	9,020.00	21,648,000	
ヤフー	135,100	401.00	54,175,100	
トレンドマイクロ	3,300	6,230.00	20,559,000	
日本オラクル	3,000	9,390.00	28,170,000	
伊藤忠テクノソリューションズ	5,700	1,979.00	11,280,300	
大塚商会	4,500	4,185.00	18,832,500	
日本ユニシス	2,600	2,786.00	7,243,600	
日本電信電話	33,600	5,028.00	168,940,800	
K D D I	60,000	3,105.00	186,300,000	
N T T ドコモ	89,700	2,812.00	252,236,400	
東宝	4,500	3,435.00	15,457,500	
エヌ・ティ・ティ・データ	33,300	1,258.00	41,891,400	
スクウェア・エニックス・ホールディングス	2,900	5,110.00	14,819,000	
コナミホールディングス	3,400	5,450.00	18,530,000	
ソフトバンクグループ	26,100	8,758.00	228,583,800	
双日	29,700	405.00	12,028,500	
伊藤忠商事	39,400	1,995.50	78,622,700	
丸紅	41,200	847.90	34,933,480	
豊田通商	8,400	3,710.00	31,164,000	
三井物産	41,300	1,867.50	77,127,750	
住友商事	29,700	1,841.00	54,677,700	
三菱商事	37,700	3,132.00	118,076,400	
キヤノンマーケティングジャパン	3,600	2,249.00	8,096,400	
岩谷産業	1,200	3,810.00	4,572,000	
サンリオ	2,100	2,112.00	4,435,200	
スズケン	2,500	4,635.00	11,587,500	
ローソン	2,400	6,660.00	15,984,000	
エービーシー・マート	2,000	6,160.00	12,320,000	
J. フロント リテイリング	6,400	1,599.00	10,233,600	
三越伊勢丹ホールディングス	9,400	1,358.00	12,765,200	

セブン&アイ・ホールディングス	21,000	4,504.00	94,584,000	
良品計画	700	32,500.00	22,750,000	
ユニー・ファミリーマートホールディングス	3,000	11,150.00	33,450,000	
しまむら	900	10,100.00	9,090,000	
高島屋	8,000	924.00	7,392,000	
エイチ・ツー・オー リテイリング	3,000	1,733.00	5,199,000	
丸井グループ	5,300	2,159.00	11,442,700	
イオン	20,700	2,222.50	46,005,750	
イズミ	1,700	6,480.00	11,016,000	
ヤマダ電機	22,900	551.00	12,617,900	
ニトリホールディングス	2,700	16,435.00	44,374,500	
ファーストリテイリング	2,500	48,560.00	121,400,000	
サンドラッグ	2,800	4,370.00	12,236,000	
めぶきフィナンシャルグループ	28,000	369.00	10,332,000	
コンコルディア・フィナンシャルグループ	30,000	551.00	16,530,000	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	329,600	636.50	209,790,400	
りそなホールディングス	41,600	593.00	24,668,800	
三井住友トラスト・ホールディングス	9,300	4,406.00	40,975,800	
三井住友フィナンシャルグループ	33,500	4,293.00	143,815,500	
千葉銀行	20,500	755.00	15,477,500	
ふくおかフィナンシャルグループ	20,000	551.00	11,020,000	
静岡銀行	14,600	978.00	14,278,800	
みずほフィナンシャルグループ	602,100	188.70	113,616,270	
大和証券グループ本社	40,300	654.00	26,356,200	
野村ホールディングス	86,400	541.00	46,742,400	
SOMPOホールディングス	9,800	4,399.00	43,110,200	
MS&ADインシュアランスグループホール	14,100	3,407.00	48,038,700	
第一生命ホールディングス	28,400	1,991.50	56,558,600	
東京海上ホールディングス	17,700	5,313.00	94,040,100	
クレディセゾン	4,400	1,681.00	7,396,400	
イオンフィナンシャルサービス	5,300	2,225.00	11,792,500	
アコム	37,900	411.00	15,576,900	
日立キャピタル	3,000	2,826.00	8,478,000	

	オリックス	31,400	1,826.00	57,336,400	
	三菱UFJリース	21,200	666.00	14,119,200	
	日本取引所グループ	12,700	1,977.00	25,107,900	
	ヒューリック	15,700	1,163.00	18,259,100	
	三井不動産	23,500	2,694.00	63,309,000	
	三菱地所	33,000	1,911.00	63,063,000	
	住友不動産	11,000	4,071.00	44,781,000	
	イオンモール	5,400	1,848.00	9,979,200	
	エス・ティ・ティ都市開発	7,800	1,130.00	8,814,000	
	総合警備保障	2,400	4,825.00	11,580,000	
	エムスリー	7,700	4,370.00	33,649,000	
	ディー・エヌ・エー	3,600	2,071.00	7,455,600	
	博報堂DYホールディングス	9,200	1,717.00	15,796,400	
	電通	6,800	5,090.00	34,612,000	
	みらかホールディングス	1,400	3,070.00	4,298,000	
	オリエンタルランド	8,600	11,355.00	97,653,000	
	ユー・エス・エス	7,400	2,049.00	15,162,600	
	楽天	34,000	797.20	27,104,800	
	リクルートホールディングス	40,200	3,093.00	124,338,600	
	東京ドーム	2,300	943.00	2,168,900	
	トランス・コスモス	1,200	2,596.00	3,115,200	
	セコム	5,500	8,364.00	46,002,000	
	ベネッセホールディングス	2,400	3,985.00	9,564,000	
	小計 銘柄数：300			10,105,108,200	
	組入時価比率：99.8%			100.0%	
	合計			10,105,108,200	

(注1)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2)株式以外の有価証券(2018年7月10日現在)

該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

2018年7月31日現在

I 資産総額	10,538,801,832円
II 負債総額	191,751,064円
III 純資産総額（I－II）	10,347,050,768円
IV 発行済口数	30,294,793口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	341.55円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとしします。

(6) 信託終了時の交換等

委託者は、ファンドが信託終了するときは、委託者が別に定める1,200万口以上の受益権を有する受益者に対しては、信託終了日の5営業日前の日における当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式を当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権または当該受益権を表示する受益証券と引換えに交換するものとしします。委託者は、信託終了日の4営業日前の日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権および交換によって信託財産が取得した受益証券により表示された受益権（各受益権について受益者が日経株価指数300構成銘柄である株式の発行会社等である場合に信託財産が買取った受益権を含みます。）を失効したものとして取扱うこととし、受託者は、当該受益権にかかる振替受益権が交換株式の振替日に抹消済みであることを確認するものとしします。なお、一定口数に満たない振替受益権または受益証券（取引所売買単位未満の振替受益権または受益証券を含みます。）等については、信託終了日の基準価額をもとに販売会社はその受益権を買取ることを原則としします。

(7) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い交換請求の受付け、交換株式の交付および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

2018年8月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間ににおける主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)会社の機構

(a)会社の意思決定機構

当社は指名委員会等設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表執行役ならびに執行役、指名委員会、監査委員会および報酬委員会をおきますが、代表取締役および監査役会は設けません。各機関の権限は以下のとおりであります。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また執行役・代表執行役、各委員会の委員等を選任し、取締役および執行役の職務の執行を監督します。

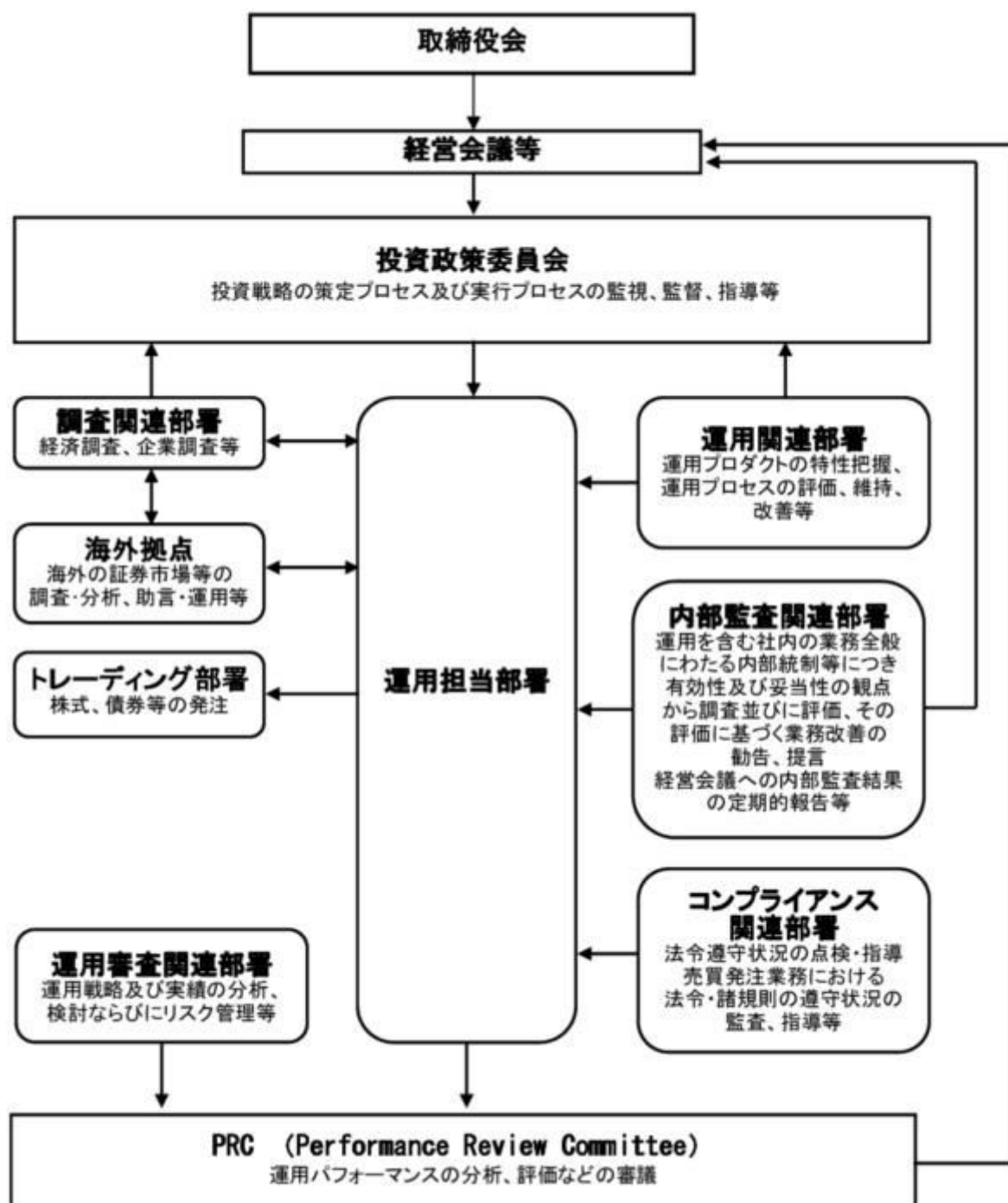
代表執行役・執行役

各執行役は、当社の業務の執行を行います。代表執行役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表執行役および執行役で構成される経営会議および執行役会が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役会で選定された執行役員が含まれます。

委員会

取締役3名以上（但し、各委員につき過半数は社外取締役であって執行役でない者）で構成され、イ）指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定し、ロ）報酬委員会は取締役・執行役が受ける個人別の報酬の決定に関する方針を定め、かつそれに従って各報酬の内容を決定し、ハ）監査委員会は取締役・執行役の職務執行の適法性ならびに妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定します。

(b)投資信託の運用体制



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は2018年7月31日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額(百万円)
----	----	------------

追加型株式投資信託	1,007	27,070,500
単位型株式投資信託	124	662,043
追加型公社債投資信託	14	5,538,606
単位型公社債投資信託	395	1,787,765
合計	1,540	35,058,913

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。
2. 財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2017年4月1日から2018年3月31日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

		前事業年度 (2017年 3 月31日)		当事業年度 (2018年 3 月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金			127		919
金銭の信託			52,247		47,936
有価証券			15,700		22,600
前払金			33		0
前払費用			2		26
未収入金			495		464
未収委託者報酬			16,287		24,059
未収運用受託報酬			7,481		6,764
繰延税金資産			1,661		2,111
その他			42		181
貸倒引当金			△11		△15
流動資産計			94,066		105,048
固定資産					
有形固定資産			1,001		874
建物	※ 2	377		348	
器具備品	※ 2	624		525	
無形固定資産			7,185		7,157
ソフトウェア		7,184		7,156	

その他		0		0	
投資その他の資産			13,165		13,825
投資有価証券		1,233		1,184	
関係会社株式		8,124		9,033	
従業員長期貸付金		-		36	
長期差入保証金		44		54	
長期前払費用		37		36	
前払年金費用		2,594		2,350	
繰延税金資産		960		962	
その他		170		168	
貸倒引当金		-		△0	
固定資産計			21,353		21,857
資産合計			115,419		126,906

		前事業年度 (2017年3月31日)		当事業年度 (2018年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債					
預り金			98		133
未払金	※ 1		10,401		17,853
未払収益分配金		1		1	
未払償還金		31		31	
未払手数料		5,242		7,884	
関係会社未払金		4,438		7,930	
その他未払金		687		2,005	
未払費用	※ 1		9,461		12,441
未払法人税等			714		2,241
前受収益			39		33
賞与引当金			4,339		4,626
流動負債計			25,055		37,329
固定負債					
退職給付引当金			2,947		2,938
時効後支払損引当金			538		548
固定負債計			3,485		3,486
負債合計			28,540		40,816
(純資産の部)					
株主資本			86,837		86,078
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			13,729		13,729
資本準備金		11,729		11,729	
その他資本剰余金		2,000		2,000	
利益剰余金			55,927		55,168
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		55,242		54,483	
別途積立金		24,606		24,606	
繰越利益剰余金		30,635		29,876	
評価・換算差額等			41		11
その他有価証券評価差額金			41		11
純資産合計			86,878		86,090

負債・純資産合計			115,419		126,906
----------	--	--	---------	--	---------

(2) 【損益計算書】

		前事業年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)		当事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業収益					
委託者報酬			96,594		115,907
運用受託報酬			28,466		26,200
その他営業収益			266		338
営業収益計			125,327		142,447
営業費用					
支払手数料			39,785		45,252
広告宣伝費			1,011		1,079
公告費			0		0
調査費			26,758		30,516
調査費		5,095		5,830	
委託調査費		21,662		24,685	
委託計算費			1,290		1,376
営業雑経費			4,408		5,464
通信費		162		125	
印刷費		940		966	
協会費		76		79	
諸経費		3,228		4,293	
営業費用計			73,254		83,689
一般管理費					
給料			11,269		11,716
役員報酬	※ 2	301		425	
給料・手当		6,923		6,856	
賞与		4,044		4,433	
交際費			126		132
旅費交通費			469		482
租税公課			898		1,107
不動産賃借料			1,222		1,221
退職給付費用			1,223		1,119
固定資産減価償却費			2,730		2,706
諸経費			8,118		9,122
一般管理費計			26,059		27,609
営業利益			26,012		31,148

		前事業年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)		当事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	

営業外収益					
受取配当金	※ 1	7,397		4,031	
受取利息		0		4	
金銭の信託運用益		684		-	
その他		379		362	
営業外収益計			8,461		4,398
営業外費用					
支払利息		17		2	
金銭の信託運用損		-		312	
時効後支払損引当金繰入額		16		13	
為替差損		33		46	
その他		9		31	
営業外費用計			77		405
経常利益			34,397		35,141
特別利益					
投資有価証券等売却益		26		20	
関係会社清算益		41		-	
株式報酬受入益		59		75	
特別利益計			126		95
特別損失					
投資有価証券等評価損		6		2	
固定資産除却損	※ 3	9		58	
特別損失計			15		60
税引前当期純利益			34,507		35,176
法人税、住民税及び事業税			7,147		10,775
法人税等調整額			1,722		△439
当期純利益			25,637		24,840

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								株 主 資 本 合 計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			利 益 剰余金 合 計	
		資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金			
						別 途 積立金	繰 越 利 益 剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	43,405	68,696	99,606
当期変動額									
剰余金の配当							△38,407	△38,407	△38,407
当期純利益							25,637	25,637	25,637

株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	△12,769	△12,769	△12,769
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,635	55,927	86,837

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	5,349	5,349	104,956
当期変動額			
剰余金の配当			△38,407
当期純利益			25,637
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）	△5,308	△5,308	△5,308
当期変動額合計	△5,308	△5,308	△18,078
当期末残高	41	41	86,878

当事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								株 主 資 本 合 計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金		利 益 剰余金 合 計	
						別 途 積立金	繰 越 利 益 剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,635	55,927	86,837
当期変動額									
剰余金の配当							△25,598	△25,598	△25,598
当期純利益							24,840	24,840	24,840
株主資本以外 の項目の当期 変動額（純 額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	△758	△758	△758
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	29,876	55,168	86,078

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	41	41	86,878
当期変動額			
剰余金の配当			△25,598
当期純利益			24,840
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	△29	△29	△29
当期変動額合計	△29	△29	△788
当期末残高	11	11	86,090

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの … 決算期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。) 時価のないもの … 移動平均法による原価法
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 38～50年 附属設備 8～15年 構築物 20年 器具備品 4～15年 (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
4. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。

5. 消費税等の会計処理方法 6. 連結納税制度の適用	(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企业年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企业年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企业年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理しております。 連結納税制度を適用しております。
---	---

【未適用の会計基準等】

- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日）
- ・「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成30年2月16日）

(1) 概要

個別財務諸表における子会社株式等に係る将来加算一時差異の取扱いが見直され、また（分類1）に該当する企業における繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いの明確化が行われております。

(2) 適用予定日

2019年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日）

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

【表示方法の変更に関する注記】

(貸借対照表)

前事業年度において、流動負債の「その他未払金」に含めて表示していた「関係会社未払金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」の「その他未払金」に表示していた4,438百万円は、「関係会社未払金」4,438百万円として組み替えております。

[注記事項]

◇ 貸借対照表関係

前事業年度末 (2017年3月31日)	当事業年度末 (2018年3月31日)
※1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている ものは、次のとおりであります。 未払費用 938百万円	※1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている ものは、次のとおりであります。 未払費用 1,781百万円
※2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 681百万円 器具備品 3,331 合計 4,013	※2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 708百万円 器具備品 3,491 合計 4,200

◇ 損益計算書関係

前事業年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	当事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
※1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するもの は、次のとおりであります。 受取配当金 5,252百万円 支払利息 17	※1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するもの は、次のとおりであります。 受取配当金 4,026百万円 支払利息 2
※2. 役員報酬の範囲額 役員報酬は報酬委員会決議に基づき支給されてお ります。	※2. 役員報酬の範囲額 (同左)

※ 3. 固定資産除却損		※ 3. 固定資産除却損	
建物	-百万円	建物	4百万円
器具備品	0	器具備品	0
ソ フ ト ウ ェ	9	ソ フ ト ウ ェ	53
ア		ア	
合計	9	合計	58

◇ 株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	—	—	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

①配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2016年5月13日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 34,973百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 6,790円

基準日 2016年3月31日

効力発生日 2016年6月24日

②配当財産が金銭以外である場合における当該財産の総額

2016年10月27日開催の臨時株主総会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当財産の種類 株式会社野村総合研究所の株式

配当財産の帳簿価額 3,064百万円

1株当たり配当額 594円87銭

効力発生日 2016年10月27日

配当財産の種類 株式会社ジャフコの株式

配当財産の帳簿価額 282百万円

1株当たり配当額 54円93銭

効力発生日 2016年10月27日

配当財産の種類 朝日火災海上保険株式会社の株式

配当財産の帳簿価額 87百万円

1株当たり配当額 16円89銭

効力発生日 2016年10月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2017年5月12日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	25,598百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,970円
基準日	2017年3月31日
効力発生日	2017年6月23日

当事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	—	—	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2017年5月12日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	25,598百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,970円
基準日	2017年3月31日
効力発生日	2017年6月23日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2018年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	24,826百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,820円
基準日	2018年3月31日
効力発生日	2018年6月25日

◇ 金融商品関係

前事業年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

２．金融商品の時価等に関する事項

2017年３月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	127	127	-
(2)金銭の信託	52,247	52,247	-
(3)未収委託者報酬	16,287	16,287	-
(4)未収運用受託報酬	7,481	7,481	-
(5)有価証券及び投資有価証券	15,700	15,700	-
その他有価証券	15,700	15,700	-
資産計	91,843	91,843	-
(6)未払金	10,401	10,401	-
未払収益分配金	1	1	-
未払償還金	31	31	-
未払手数料	5,242	5,242	-
関係会社未払金	4,438	4,438	-
その他未払金	687	687	-
(7)未払費用	9,461	9,461	-
(8)未払法人税等	714	714	-

負債計	20,578	20,578	-
-----	--------	--------	---

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券1,233百万円、関係会社株式8,124百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	127	-	-	-
金銭の信託	52,247	-	-	-
未収委託者報酬	16,287	-	-	-
未収運用受託報酬	7,481	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	15,700	-	-	-

合計	91,843	-	-	-
----	--------	---	---	---

当事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2018年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。
なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
--	----------	----	----

(1)現金・預金	919	919	-
(2)金銭の信託	47,936	47,936	-
(3)未収委託者報酬	24,059	24,059	-
(4)未収運用受託報酬	6,764	6,764	-
(5)有価証券及び投資有価証券	22,600	22,600	-
その他有価証券	22,600	22,600	-
資産計	102,279	102,279	-
(6)未払金	17,853	17,853	-
未払収益分配金	1	1	-
未払償還金	31	31	-
未払手数料	7,884	7,884	-
関係会社未払金	7,930	7,930	-
その他未払金	2,005	2,005	-
(7)未払費用	12,441	12,441	-
(8)未払法人税等	2,241	2,241	-
負債計	32,536	32,536	-

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

 その他有価証券

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

ます。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券1,184百万円、関係会社株式9,033百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	919	-	-	-
金銭の信託	47,936	-	-	-
未収委託者報酬	24,059	-	-	-
未収運用受託報酬	6,764	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	22,600	-	-	-
合計	102,279	-	-	-

◇ 有価証券関係

前事業年度（自 2016年4月1日 至 2017年3月31日）

1. 売買目的有価証券(2017年3月31日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2017年3月31日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2017年3月31日)

該当事項はありません。

4. その他有価証券(2017年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
譲渡性預金	15,700	15,700	-
小計	15,700	15,700	-

合計	15,700	15,700	-
----	--------	--------	---

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2016年4月1日 至 2017年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

1. 売買目的有価証券(2018年3月31日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2018年3月31日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2018年3月31日)

該当事項はありません。

4. その他有価証券(2018年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
譲渡性預金	22,600	22,600	-
小計	22,600	22,600	-
合計	22,600	22,600	-

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

該当事項はありません。

◇ 退職給付関係

前事業年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。 2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	18,692 百万円
勤務費用	889
利息費用	125
数理計算上の差異の発生額	464
退職給付の支払額	△634
その他	8
退職給付債務の期末残高	19,546

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	15,764 百万円
期待運用収益	394
数理計算上の差異の発生額	468
事業主からの拠出額	507
退職給付の支払額	△562
年金資産の期末残高	16,572

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	16,578 百万円
年金資産	△16,572
	5
非積立型制度の退職給付債務	2,967
未積立退職給付債務	2,973
未認識数理計算上の差異	△2,992
未認識過去勤務費用	371
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	352
退職給付引当金	2,947
前払年金費用	△2,594
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	352

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	889 百万円
利息費用	125
期待運用収益	△394
数理計算上の差異の費用処理額	412
過去勤務費用の費用処理額	△40
確定給付制度に係る退職給付費用	993

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	49%
株式	39%
生保一般勘定	12%
その他	0%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企业年金制度の割引率	0.9%
退職一時金制度の割引率	0.6%
長期期待運用収益率	2.5%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、195百万円でした。

当事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	19,546 百万円
勤務費用	929
利息費用	167
数理計算上の差異の発生額	1,415
退職給付の支払額	△660
その他	0
退職給付債務の期末残高	21,398

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	16,572 百万円
期待運用収益	414
数理計算上の差異の発生額	395
事業主からの拠出額	510
退職給付の支払額	△518
年金資産の期末残高	17,373

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	18,163 百万円
年金資産	△17,373
	790
非積立型制度の退職給付債務	3,235
未積立退職給付債務	4,025
未認識数理計算上の差異	△3,768
未認識過去勤務費用	331
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	588

退職給付引当金	2,938
前払年金費用	△2,350
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	588

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	929 百万円
利息費用	167
期待運用収益	△414
数理計算上の差異の費用処理額	244
過去勤務費用の費用処理額	△40
確定給付制度に係る退職給付費用	887

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	47%
株式	41%
生保一般勘定	12%
その他	0%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率	0.9%
退職一時金制度の割引率	0.5%
長期期待運用収益率	2.5%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、195百万円でした。

◇ 税効果会計関係

前事業年度末 (2017年3月31日)	当事業年度末 (2018年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 百万円 賞与引当金 1,345 退職給付引当金 913 投資有価証券評価減 417 未払事業税 110 関係会社株式評価減 247 ゴルフ会員権評価減 212 減価償却超過額 171 時効後支払損引当金 166 子会社株式売却損 148 未払子会社役務提供費用 - 未払社会保険料 85 関係会社株式譲渡益 88 その他 274 繰延税金資産小計 4,183 評価性引当額 △739 繰延税金資産合計 3,444 繰延税金負債 その他有価証券評価差額金 18 前払年金費用 804 繰延税金負債合計 822 繰延税金資産の純額 2,621	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 百万円 賞与引当金 1,434 退職給付引当金 910 投資有価証券評価減 417 未払事業税 409 関係会社株式評価減 247 ゴルフ会員権評価減 207 減価償却超過額 171 時効後支払損引当金 169 子会社株式売却損 148 未払子会社役務提供費用 121 未払社会保険料 107 関係会社株式譲渡益 - その他 197 繰延税金資産小計 4,543 評価性引当額 △735 繰延税金資産合計 3,808 繰延税金負債 その他有価証券評価差額金 5 前払年金費用 728 繰延税金負債合計 733 繰延税金資産の純額 3,074
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率 31.0% (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 0.1% 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 △6.2% タックスヘイブン税制 0.7% 外国税額控除 △0.2% 外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税 0.5% その他 △0.2% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 25.7%	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率 31.0% (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 0.2% 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 △3.4% タックスヘイブン税制 1.8% 外国税額控除 △0.2% 外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税 0.3% その他 △0.4% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 29.3%

◇ セグメント情報等

前事業年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

◇ 関連当事者情報

前事業年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,492 (百万円)	持株会社	(被所有) 直接 100%	資産の賃貸借及び購入等 役員の兼任	資金の借入(*1)	24,500	短期借入金	-
							資金の返済	24,500		
							借入金利息の支払	17	未払費用	-

(イ) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
関連会社	株式会社野村総合研究所	東京都千代田区	18,600 (百万円)	情報サービス業	—	サービス・製品の購入	自社利用ソフトウェア開発の委託等(*2)	787	未払費用	-

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	野村証券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	—	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*3)	33,019	未払手数料	4,486

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(*2) ソフトウェア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。なお、株式会社野村総合研究所は、2016年10月27日より関連当事者に該当しないこととなったため、取引金額は関連当事者であった期間について、期末残高は関連当事者でなくなった時点について記載しております。

(*3) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株)（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、
ニューヨーク証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

当事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社	野村ホール ディングス株 式会社	東京都 中央区	594,492 (百万円)	持株会社	(被所有) 直接 100%	資産の賃貸借 及び購入等 役員の兼任	資金の借入 (*1)	3,000	短期借入 金	-
							資金の返済	3,000		
							借入金利息 の支払	2	未払費用	-

(イ) 子会社等

該当はありません。

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社の 子会社	野村証券株式 会社	東京都 中央区	10,000 (百万円)	証券業	—	当社投資信託 の募集の取扱 及び売上の取 扱ならびに投 資信託に係る 事務代行の委 託等 役員の兼任	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (*2)	37,482	未払手数 料	6,691

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(*2) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株)（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、

ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

◇ 1株当たり情報

前事業年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)		当事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	
1株当たり純資産額	16,867円41銭	1株当たり純資産額	16,714円33銭
1株当たり当期純利益	4,977円49銭	1株当たり当期純利益	4,822円68銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり当期純利益の算定上の基礎		1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益	25,637百万円	損益計算書上の当期純利益	24,840百万円
普通株式に係る当期純利益	25,637百万円	普通株式に係る当期純利益	24,840百万円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳		普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。		該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	5,150,693株	普通株式の期中平均株式数	5,150,693株

[重要な後発事象]

当社は、2018年4月6日付で、香港の金融持株会社である8 Limited（エイト・リミテッド、以下「エイト・リミテッド」）の株式の14.9%を取得するとともに、同社の子会社であったエイト証券株式会社（以下「エイト証券」）の株式の78.3%を取得しました。当社のエイト・リミテッド及びエイト証券に対する出資額は、それぞれ約11億円及び約16億円であり、いずれも4月上旬に払込みを行っております。

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証

券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

- ④委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1)定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託者

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

＊2018年7月末現在

(2) 販売会社

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
エービーエヌ・アムロ・クリアリング証券株式会社	5,500百万円	
岡三証券株式会社	5,000百万円	
ゴールドマン・サックス証券株式会社	83,616百万円	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500百万円	
大和証券株式会社	100,000百万円	
SMBC日興証券株式会社	10,000百万円	
みずほ証券株式会社	125,167百万円	
メリルリンチ日本証券株式会社	119,440百万円	
ソシエテ・ジェネラル証券株式会社	35,765百万円	
UBS証券株式会社	32,100百万円	

＊2018年7月末現在

2【関係業務の概要】

(1) 受託者

ファンドの受託会社(受託者)として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行ないます。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

＜再信託受託者の概要＞

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
 設立年月日：2000年6月20日
 業務の概要：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
 銀行免許取得日および信託業務の認可取得日：2000年7月13日

(2) 販売会社

ファンドの販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行ない、交換請求の受付、受益権の買取りに関する事務、収益分配金の支払いならびに信託終了時の交換の交付等を行ないます。

3【資本関係】

（持株比率5%以上を記載します。）

(1) 受託者

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2017年 9月28日	有価証券届出書
2017年 9月28日	有価証券報告書
2018年 3月29日	有価証券届出書の訂正届出書
2018年 3月29日	半期報告書

独立監査人の監査報告書

2018年6月5日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森 重 俊 寛
--------------------	-------	---------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	櫻 井 雄一郎
--------------------	-------	---------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	津 村 健二郎
--------------------	-------	---------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2017年4月1日から2018年3月31日までの第59期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2018年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2018年4月6日付でエイト・リミテッドの株式を取得するとともに、同社の子会社であったエイト証券株式会社の株式を取得している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2018年8月14日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

伊 藤 志 保

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

森 重 俊 寛

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日経300株価指数連動型上場投資信託の2017年7月11日から2018年7月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日経300株価指数連動型上場投資信託の2018年7月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。